

千代田町耐震改修促進計画

2026～2030

(素案)

令和8年3月

千 代 田 町

はじめに

千代田町では、本計画の従前計画である「千代田町耐震改修促進計画(令和3年3月策定)」において、令和7年度末までに住宅の耐震化率を85%、多数の者が利用する建築物の耐震化率を100%とする等の目標を掲げ、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組んできました。

近年、国内においては、東日本大震災(平成23年3月)や熊本地震(平成28年4月)、大阪府北部地震(平成30年6月)、能登半島地震(令和6年1月)などの大規模な地震災害による多大な被害が出ています。

一方、近い将来に南海トラフ地震や首都直下地震が発生する切迫性が指摘されており、地震対策の緊急性はより一層高まっています。

こうした地震災害から町民の生命と財産を守るためには、耐震基準を満たしていない住宅・建築物の耐震改修が効果的であることが、過去の震災後に行われた住宅被害の調査結果から得られています。

しかしながら、住宅・建築物の耐震改修による防災への対応には多額の費用がかかることから、部分的な耐震改修や耐震シェルター・耐震ベッドの設置等、住宅の減災化の促進も必要と考えられます。

以上のことから、地震による住宅・建築物の倒壊等の被害から町民の生命と財産を守ることを目的として、南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画の減災目標達成を見据えた国の基本方針、群馬県耐震改修促進計画(2026-2030)に基づいた耐震化目標値を定めるとともに、町内で想定される地震の規模・被害及び耐震化の現状などを踏まえた具体的な目標を定め、その目標達成のために必要となる住宅・建築物の耐震化や住宅の減災化の施策に取り組み、町民の安全で安心な暮らしを実現するため、「千代田町耐震改修促進計画」を改訂することとしました。

< 目 次 >

第1章 背景

(1) 大震災等からの教訓	1
(2) 耐震改修促進法の改正	5
(3) 計画改訂の背景	6

第2章 計画概要

(1) 計画の目的	7
(2) 基本方針	7
(3) 対象となる住宅・建築物	8
(4) 計画の位置づけ	14
(5) 計画期間	15

第3章 千代田町の地震環境

(1) 過去の群馬県内における地震被害	16
(2) 群馬県内の活断層	17
(3) 群馬県内の地震動の予測	19
(4) 群馬県と千代田町の地震被害想定	20

第4章 耐震化の状況

(1) 住宅	22
(2) 特定建築物	23
(3) 町有建築物（特定既存耐震不適格建築物以外）	26
(4) 耐震化率の目標の達成状況	27

第5章 耐震化目標の設定

(1) 設定の考え方	28
(2) 住宅	29
(3) 特定建築物	31

第6章 建築物の耐震化を促進するための施策

(1) 耐震化の促進に係る基本的な考え方	32
(2) 耐震化を促進するための施策	34
(3) 公共建築物の耐震化の促進	37
(4) 避難路の指定及び沿道建築物の耐震化	38
(5) その他の安全対策に関する取り組み	39

第1章 背景

(1) 大震災等からの教訓

①阪神・淡路大震災（平成7年1月）及び東日本大震災（平成23年3月）

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われ、25万棟に及ぶ住宅・建築物の倒壊等（全壊・半壊）、甚大な被害をもたらしました。

平成7年版警察白書によると、死者5,502人の約9割は住宅・建築物の倒壊等が原因であり、昭和56年5月31日以前に着工された、新耐震基準に適合しないと考えられる耐震性が不十分な建築物に多くの被害が生じていました。

また、平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会の報告書では、新耐震基準に基づいた建築物は倒壊に至るような大きな被害が少なかったとしており、この傾向は平成16年10月の新潟県中越地震においても顕著でした。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者が2万人を超え、全壊した住宅・建築物が12万4千戸、半壊した住宅・建築物は27万5千戸という被害をもたらしましたが、新耐震基準により建設・補強された住宅・建築物への地震の揺れによる被害は限定的であり、死傷者や経済的な損害の大半は津波によるものでした。

こうしたことから、大規模地震による被害を減少させるためには、新耐震基準が導入される以前の耐震性が不十分な住宅・建築物について、耐震性の向上を図ることが重要です。

表 1-1 阪神・淡路大震災による直接的な死亡原因

地震による直接的な死亡原因	死者数	割合
家屋・家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831人	87.8%
焼死体（火傷死体）及びその疑いのあるもの	550人	10.0%
その他	121人	2.2%
合計	5,502人	100%

出典：「平成7年版警察白書」による。平成7年4月24日時点

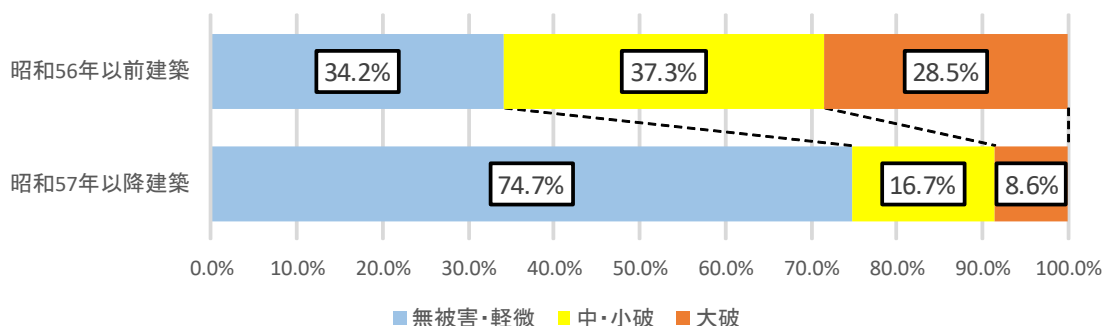


図 1-1 阪神・淡路大震災における住宅・建築物の建築時期による被害状況

出典：平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会中間報告書（建設省）を基にグラフ作成

②熊本地震（平成28年4月）

熊本県熊本地方において、平成28年4月14日と16日の2回、最大震度7を記録する地震が発生し、熊本県を中心に数多くの建築物に倒壊などの被害をもたらしました。

一般社団法人日本建築学会（以下「学会」という。）が、熊本県上益城郡益城町中心部において実施した^{しっかいちょうさ}悉皆調査（以下「学会悉皆調査」という。）によれば、新耐震基準導入以降に比べて、それ以前（旧耐震基準）の木造住宅の被害率が顕著に大きかったとしています。

「熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書（平成28年9月）」では、「必要壁量が強化された新耐震基準は、旧耐震基準と比較して、熊本地震に対する倒壊・崩壊の防止に有効であったと認められ、旧耐震基準の木造建築物については、耐震化の一層の促進を図ることが必要である。」としており、これまでの地震被害からの教訓と同様に、新耐震基準が導入される以前の耐震性が不十分な建築物について、早急に耐震性の向上を図る必要があります。

加えて、新耐震基準の木造建築物においても一定の被害があったことが確認されています。この原因として、柱とはり等との接合部の接合方法が不十分であったことなどが指摘されており、接合部の仕様等が明確化された平成12年以前に建築された新耐震基準の木造建築物に対しても対策が求められています。

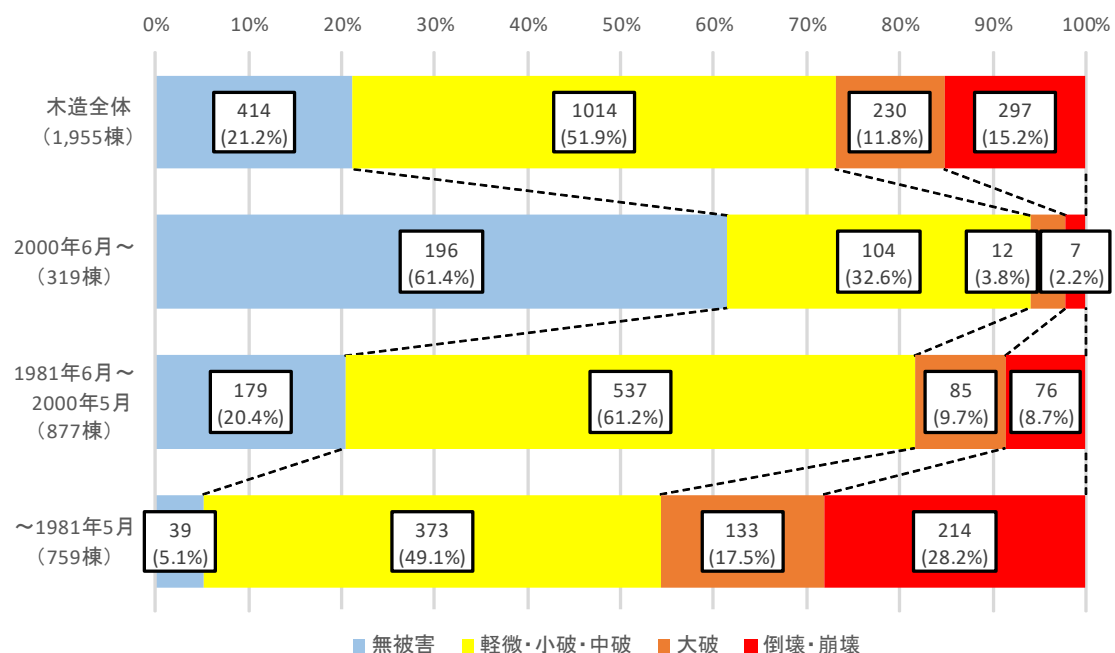


図 1-2 学会悉皆調査結果による木造住宅の建築時期別の被害状況

出典：熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書（平成28年9月）を基にグラフ作成

③大阪府北部地震（平成30年 6 月）

大阪府北部において、平成30年 6 月18日、マグニチュード6.1の地震が発生し、大阪市北区、高槻市、枚方市、茨木市、箕面市で震度 6 弱を観測しました。地震による死者は 6 名で、うち 2 名が小学校や住宅のブロック塀の倒壊によるものでした。

このブロック塀の倒壊事故を受け、文部科学省は学校における組積造の塀又は補強コンクリート造の塀（以下「ブロック塀等」という。）の安全点検等について取り組みを促す通知を全国の各教育委員会等に発出しました。また、国土交通省は、「ブロック塀等の点検のチェックポイント」を公表し、地方公共団体に対し、塀の所有者等に向けた注意喚起の依頼等を行いました。

過去にも、昭和53年 6 月の宮城県沖地震をはじめとして、ブロック塀等の倒壊による死亡事故が発生していることや、ブロック塀等が倒壊すると避難や救護活動のための道路の通行に支障を来すことから、倒壊のおそれがあるブロック塀等の安全確保対策が求められています。

ブロック塀等の点検のチェックポイント

国土交通省

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。
まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
・塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上）
- 3. 控え壁はあるか。（塀の高さが1.2m超の場合）
・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
・塀に傾き、ひび割れはないか。
- 6. 塀に鉄筋が入っているか
・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
・基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合）

<専門家に相談しましょう>

組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

出典：
パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013. 1 より一部改

図 1-3 ブロック塀等の点検のチェックポイント（国土交通省）

④能登半島地震（令和6年1月）

石川県能登半島地方において、最大震度7を記録する地震が発生し、能登半島を中心に数多くの建築物に倒壊、液状化、地盤変状、津波による浸水など甚大な被害をもたらしました。

輪島市・珠洲市・鳳珠郡穴水町の一部地区における建築物の被害状況の学会悉皆調査によれば、木造建築物の倒壊・崩壊率において、新耐震基準導入以降に比べて、それ以前（旧耐震基準）の木造住宅の被害率が顕著に大きく、また、耐震改修を行った旧耐震基準の木造建築物の倒壊・崩壊した建築物は確認されませんでした。

これまでの地震被害からの教訓と同様に、新耐震基準が導入される以前の耐震性が不十分な建築物について、早急に耐震性の向上を図ることが必要であると考えられます。

また、能登半島地震においては、広範囲で大規模な液状化や地盤変状、土砂災害が発生しており、これらの地盤被害が新耐震基準の建築物にも影響を与えた事例が報告されています。したがって、特に新・新耐震基準が施工された平成12年以前に建築された木造建築物、および広範な地盤被害を受けやすい地域における建築物に対し、引き続き対策が求められています。

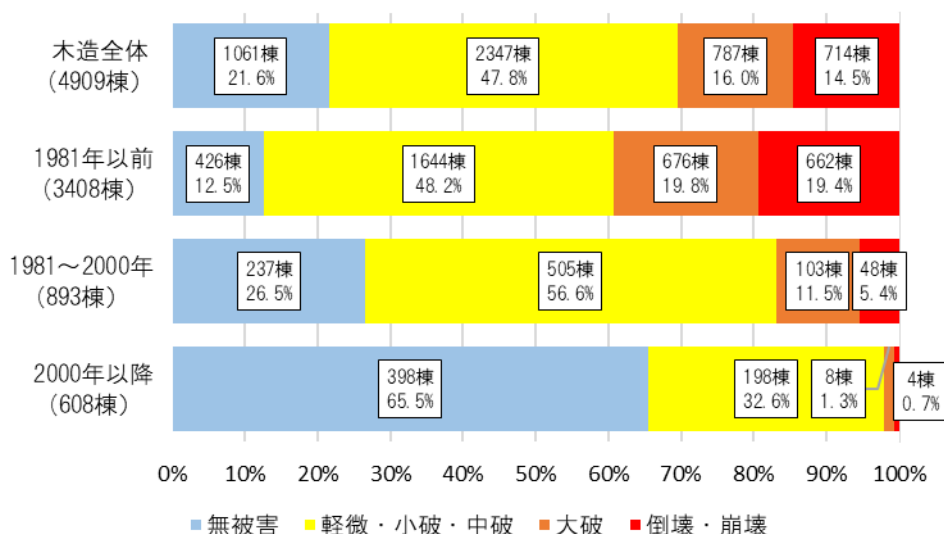


図1-4 学会悉皆調査結果による木造住宅の建築時期別の被害状況

出典：令和6年能登半島地震建築物被害調査等報告（速報）（令和6年10月）を基にグラフ作成

(2) 耐震改修促進法の改正

本計画の策定の根拠法である「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）は、阪神・淡路大震災での地震動に伴う住宅・建築物の倒壊被害への反省を踏まえ、平成7年10月に公布されました。

その後、平成16年10月に発生した新潟県中越地震の被害に対する反省への対応として、国土交通大臣は平成18年1月に改訂された耐震改修促進法によって、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定め、市町村に対しては基本方針に基づいた耐震改修促進計画の策定に努力することとしました。

その後、地震時の人的・経済的被害を軽減するために、平成27年において、住宅・建築物の耐震化率を90%とする国の目標に対して耐震化の進捗が遅れており、さらには南海トラフ地震や首都直下地震の切迫性が指摘されていることを受け、国は住宅・建築物の耐震化のさらなる促進に向けて、平成25年11月に耐震改修促進法を改正し施行しました。

改正された耐震改修促進法では、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物や、学校、保育所等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模な建築物の所有者等に対して、耐震診断の実施と所管行政庁への結果報告を平成27年12月までに行うことが義務付けられました。

また、防災拠点建築物等や緊急輸送道路等の避難路沿道建築物について、都道府県や市町村が耐震診断の義務付けを行うことができるようになりました。併せて、耐震性に係る表示制度の創設や、認定された耐震改修における容積率・建ぺい率の特例などの促進策が講じられました。さらに、大阪府北部地震による被害を受け、平成31年1月施行の政令改正により、耐震診断が義務付けられる避難路沿道建築物にブロック塀等が追加されました。

このような背景のもと、本町は群馬県と協力し、住宅・建築物の耐震改修の促進に向けて総合的かつ計画的に取り組むこととします。

(3) 計画改訂の背景

本計画の従前の計画である「千代田町耐震改修促進計画（令和３年３月策定）」では、令和７年度末までに住宅・建築物の耐震化率に関する目標を掲げ、耐震化の促進に取り組んできましたが、住宅など一部の目標が達成できていません。

近年、全国各地で大規模な地震が発生し、また、南海トラフ地震や首都直下地震の切迫性が指摘される中、町民の生命と財産を守るために、さらに地震対策に取り組む必要があります。

そこで、本計画では５年後の令和12年度までの住宅・建築物の耐震化目標を掲げ、達成に向けて、住宅・建築物の所有者等が地震対策の重要性を確実に認識できるよう一層の普及啓発や支援策に引き続き取り組むとともに、建築関係団体や自治会等の地域組織との連携の強化、また、群馬県との役割分担の中で、県が行う取り組みと協調しながら耐震化を促進します。

第2章 計画概要

(1) 計画の目的

本計画は、地震による住宅・建築物の倒壊等から町民の生命と財産を守ることを目的とし、国や群馬県の耐震化率の目標、本町で想定される地震の規模及び被害、並びに耐震化の現状などを踏まえた具体的な目標を定め、これまでよりも強力に耐震化の促進に取り組みます。

地震による住宅・建築物の倒壊等から町民の生命と財産を守る。

(2) 基本方針

国の基本方針（令和7年7月改正）では、南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画、住生活基本計画（令和3年3月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和12年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することが目標とされています。

また、群馬県耐震改修促進計画（2026-2030）（令和8年4月改訂、以下、「県計画」という。）においても、国の基本方針を踏まえ、令和12年度末までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を95%とすることを目標としています。

以上のことから本計画では、地震被害から町民の生命と財産を守るために、住宅・建築物の耐震化を促進していきます。

基本方針1：地震被害から町民の生命と財産を守るために、
住宅及び建築物の耐震化を促進します。

基本方針2：住宅の地震被害から町民の生命を守るために、
住宅の減災化を促進します。

(3) 対象となる住宅・建築物

改正耐震改修促進法では、すべての既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下、「耐震関係規定」という。）に適合しない住宅・建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ）について、耐震化の努力義務が課せられるとともに、一部の建築物には耐震診断が義務づけられました。

本計画では、次表に掲げる住宅・建築物を対象として耐震化を促進します。

表 2-1 本計画の対象建築物

種 類		内 容	備 考
住宅		・戸建住宅、共同住宅（長屋住宅含む）	
特定既存耐震不適格建築物※1		・多数の者が利用する一定規模以上の建築物	耐震改修促進法第14条第1号
		・危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物で一定数量以上の危険物を取り扱うもの	耐震改修促進法第14条第2号
		・地震によって倒壊した場合その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれのあるものとして、本計画に記載された道路に敷地が接する通行障害建築	耐震改修促進法第14条第3号
耐震診断義務付け対象建築物※2	要緊急安全確認大規模建築物	・病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの。（※町内には耐震性ありの学校が1棟あり） ・一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの（※町内には該当なし）	耐震改修促進法附則第3条に定める要緊急安全確認大規模建築物
	要安全確認計画記載建築物	沿道建築物	耐震改修促進法第7条に定める要安全確認計画記載建築物
町有建築物（特定既存耐震不適格建築物以外）		・特定既存耐震不適格建築物以外の町有公共建築物のうち、階数2階以上、または延床面積200㎡以上の建築物	

※1：特定既存耐震不適格建築物は、次頁の特定既存耐震不適格建築物等の要件一覧表に定められた用途及び規模（特定既存耐震不適格建築物の要件欄）を満たし、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない建築物をいいます。

※2：耐震診断義務付け対象建築物は、次頁の特定既存耐震不適格建築物一覧表に定められた要件（耐震診断義務付け対象建築物の要件欄）を満たし、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない既存不適格建築物であって、昭和56年5月31日以前に建築に着手したもの（旧耐震基準建築物）をいいます。

※3：公共建築物のうち、国または県有の建築物については、国の基本方針、県計画の対象となるため、本計画ではこれらの建築物を対象外とします。

※4：本計画では統計上の課題より、昭和55年以前の建築物を「旧耐震の建築物」、昭和56年以降の建築物を「新耐震の建築物」として取り扱うこととします。

表 2-2 耐震改修促進法における特定既存耐震不適格建築物等の要件一覧表

用 途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示※ ¹ 対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物※ ² の要件	
多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第14条第1号関連）	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上（屋内運動場の面積を含む）	階数2以上かつ1,500㎡以上（屋内運動場の面積を含む）	階数2以上かつ3,000㎡以上（屋内運動場の面積を含む）
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	病院、診療所				
	劇場、観覧場、映画館、演芸場				
	集会場、公会堂				
	展示場				
	卸売市場				
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	ホテル、旅館				
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
	事務所				
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				階数2以上かつ500㎡以上
	幼稚園、保育所		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	
	博物館、美術館、図書館				
	遊技場				
	公衆浴場				
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			階数3以上かつ2,000㎡以上	
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				階数3以上かつ2,000㎡以上
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
	被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物（耐震改修促進法第14条第2号関連）		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	階数1以上かつ500㎡以上	
地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（耐震改修促進法第14条第3号関連）		耐震改修促進計画で指定する避難路沿道建築物であって、前面道路に対して一定の高さ以上の建築物（建物に附属するブロック塀等を含む）	左に同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路沿道建築物であって、前面道路に対して一定の高さ以上の建築物（建物に附属するブロック塀等を含む）	
防災拠点である建築物				耐震改修促進計画で指定する場合においてその利用を確保することが公益上必要な病院、官公署、災害応急対応対策に必要な施設等の建築物	

要緊急安全確認大規模建築物

要安全確認計画記載建築物

※ 1：耐震改修促進法第 15 条第 2 項に基づく指示

※ 2：義務付け対象は旧耐震基準建築物

①危険物等を取り扱う建築物

特定既存耐震不適格建築物の候補となる建築物のうち、耐震改修促進法第14条第2号で規定される「被災することにより甚大な被害が派生することが想定される危険物等を取り扱う建築物」は、下表に該当する政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物が対象となります。

表 2-3 特定既存耐震不適格建築物となる危険物の数量一覧

危険物の種類	危険物の数量
①火薬類(法律で規定)	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50 万
ニ 銃用雷管	500万個
ホ 信号雷管	50万個
ヘ 実包	5万個
ト 空包	5万個
チ 信管及び火管	5万個
リ 導爆線	500 km
ヌ 導火線	500 km
ル 電気導火線	5万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
ワ 煙火	2 t
カ その他の火薬を使用した火工品	10 t
その他の爆薬を使用した火工品	5 t
②消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類30 t 可燃性液体類20m ³
④マッチ	300マッチトン※ ¹
⑤可燃性のガス(⑥及び⑦を除く。)	2万m ³
⑥圧縮ガス	20万m ³
⑦液化ガス	2,000 t
⑧毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)	毒物20 t 劇薬200 t

※1:マッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で7,200個、約120kgに相当する。

②通行を確保すべき道路沿道の建築物

地震発生時に通行を確保すべき道路（以下、「避難路」という。）沿道において、建築物が地震によって倒壊した場合に、道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、前面道路の幅員に対し一定の高さを有する建築物（以下、「通行障害建築物」という。）のうち、既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）であるもの（以下、「通行障害既存耐震不適格建築物」という。）が対象となります。

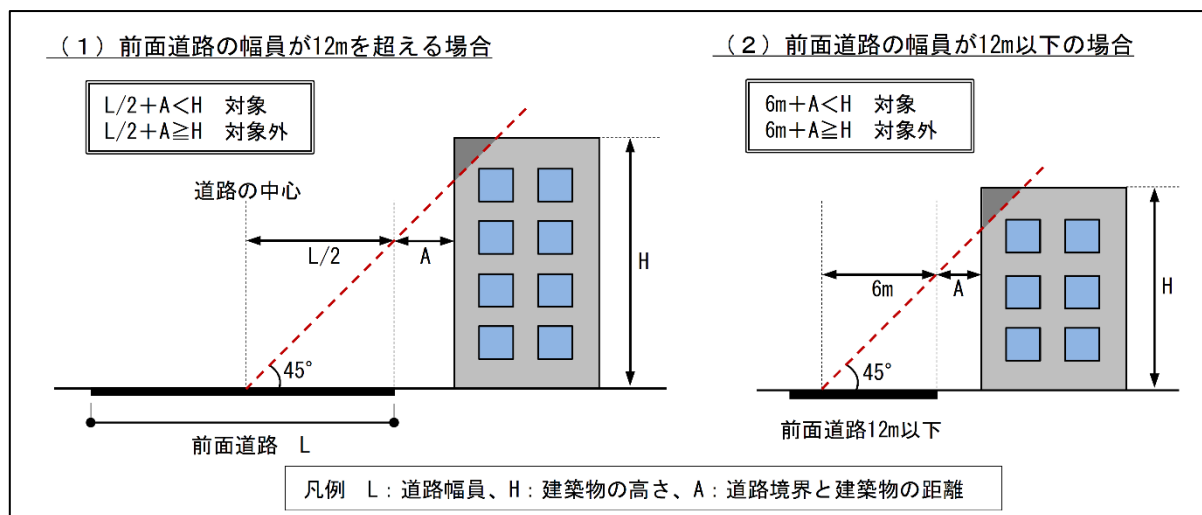


図 2-1 通行障害建築物の対象となる要件

避難路は県計画及び本計画で指定しますが、避難路の指定に際しては、耐震改修促進法において、地方公共団体の規則に基づき、地形、道路の構造その他の状況に応じ、通行障害建築物の要件の緩和が可能とされており、県計画で指定している避難路では、下図のとおり要件の緩和の規定を設けています。

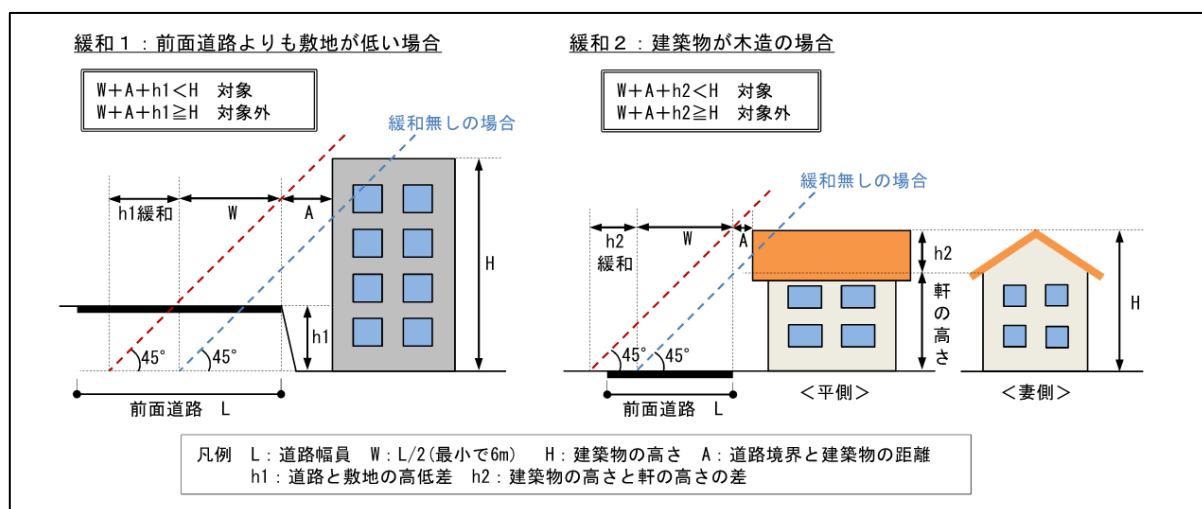


図 2-2 通行障害建築物の緩和の要件

③町有建築物（特定既存耐震不適格建築物以外）

町有建築物のうち、特定既存耐震不適格建築物以外で、かつ階数2階以上、または延床面積200㎡以上の建築物を対象とします。

また、町有建築物（特定既存耐震不適格建築物以外）は「避難場所指定建築物」と「それ以外の建築物」に分類します。

表 2-4 町有建築物（特定既存耐震不適格建築物以外）の分類

対象となる建築物	建築物の分類
町有建築物（特定既存耐震不適格建築物以外）	・ 避難場所指定建築物 ・ それ以外の建築物

④避難路

県計画では、群馬県緊急輸送道路を避難路に指定しており、第1次群馬県緊急輸送道路のうち特に重要な広域ネットワークを形成している道路を、耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づく避難路（以下「耐震診断義務付け道路」という。）に指定しています。また、耐震診断義務付け道路を除く群馬県緊急輸送道路を、耐震改修促進法第5条第3項第3号の規定に基づく避難路（耐震化努力義務道路）に指定しており、本町では8路線が指定されています。

本計画では、県計画で指定する避難路（耐震化努力義務道路）に加えて、町が指定する緊急輸送道路の20路線を、耐震改修促進法第6条第3項第2号の規定に基づく避難路（耐震化努力義務道路）として指定します。

表 2-5 避難路の一覧

	符番	路線名	路線区間	延長(km)
群馬県指定分 第2次緊急輸送道路	A	(主)足利千代田線	大泉町との行政区境界から町道20号線交差点まで	5.20
	B	(一)赤岩足利線	邑楽町との行政区境界から赤岩交差点まで	2.72
	C	町道10号線	(一)赤岩足利線交差点から町道7号線交差点まで	0.20
	D	町道7号線	町道10号線交差点から町道2-213号線交差点まで	0.20
	E	町道2-213号線	町道7号線交差点から役場入口まで	0.10
	F	館林都市計画道路3・4・70号赤岩新福寺線	(主)足利千代田線から町道3-297号線交差点まで(事業中含む)	4.90
	G	町道20号線	(主)足利千代田線から町道3-217号線交差点まで	0.50
	H	町道3-217号線	町道20号線交差点から群馬県東部地域水道事務所入口まで	0.10
路線数	8	小計		13.92
千代田町指定分	1	町道1-335号線	全線	0.11
	2	町道1-331号線	町道1-335号線交差点から町道1-332号線交差点まで	0.08
	3	町道1-332号線	全線	0.26
	4	町道11号線	町道1-332号線交差点から町道1-443号線交差点まで	1.05
	5	町道1-443号線	全線	0.16
	6	町道1-403号線	全線	0.24
	7	町道7号線	(一)赤岩足利線交差点から町道10号線交差点まで	0.25
	8	町道7号線	町道2-213号線交差点から町道2-279号線交差点まで	0.35
	9	町道2-278号線	全線	0.44
	10	町道8号線	町道27号線交差点から町道3-321号線交差点まで	0.33
	11	町道3-321号線	町道8号線交差点から町道3-327号線交差点まで	0.42
	12	町道3-327号線	町道3-321号線交差点から町道8号線交差点まで	0.25
	13	町道3-339号線	全線	0.29
	14	町道19号線	町道3-339号線交差点から町道3-345号線交差点まで	0.34
	15	町道3-345号線	町道19号線交差点から町道3-343号線交差点まで	0.18
	16	町道3-343号線	(主)足利千代田線交差点から町道3-345号線交差点まで	0.33
	17	町道3-297号線	全線	0.55
	18	(主)足利千代田線	町道20号線交差点から上中森交差点まで	2.25
	19	(一)上中森川俣停車場線	上中森交差点から明和町との行政区境界まで	1.84
	20	町道25号線	町道2-101号線交差点から邑楽町との行政区境界まで	0.27
路線数	20	小計		9.99
合 計				23.91

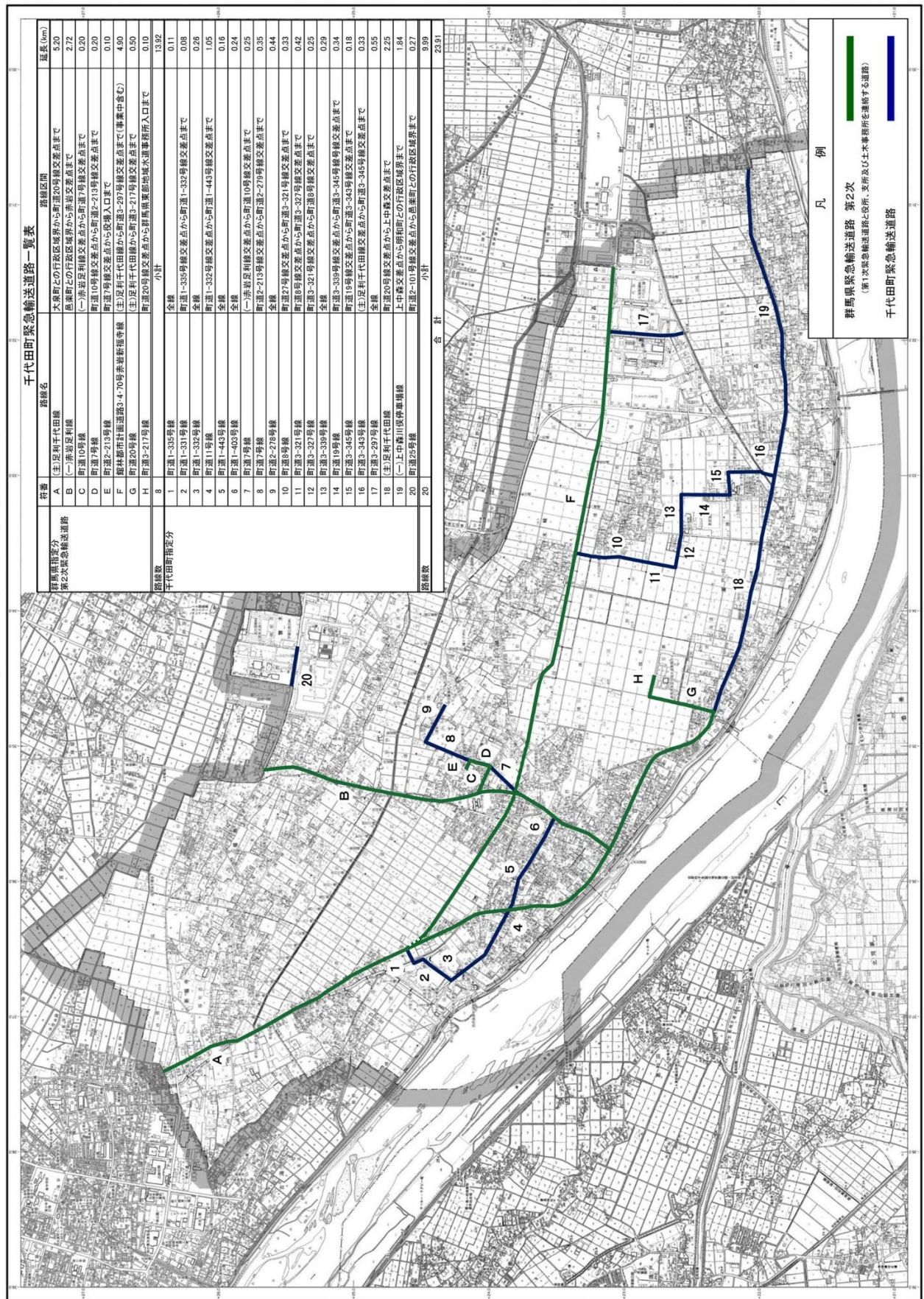


図2-3 避難路

(4) 計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項の規定に基づき、県計画を踏まえるとともに、本町の上位計画である千代田町第六次総合計画や千代田町国土強靱化地域計画、また千代田町地域防災計画との整合を図りながら、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画として策定するものです。

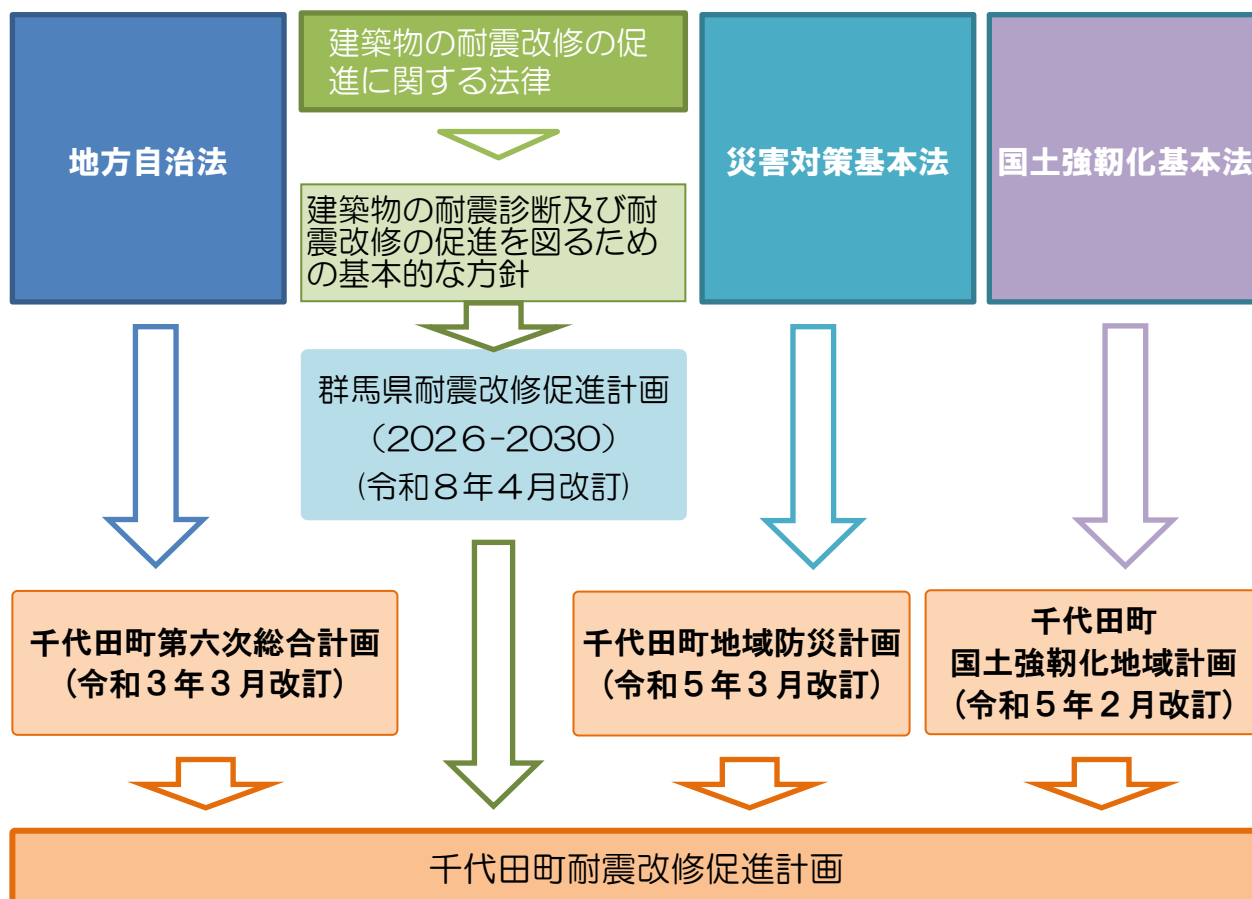


図 2-4 本計画の位置付け

また、2015年9月の国連サミットで採択された国際目標であるSDGs（持続可能な開発目標）を踏まえ、群馬県では、人口減少・超高齢化など社会的課題の解決と持続可能な地域づくりに向けて、市町村、企業、大学、NPO、県民等と一体となった「ぐんまSDGsイニシアティブ」を発信しています。

本町でも本計画に掲げた取組を着実に推進し、建築物の耐震化を促進させ、災害に強いまちづくりの実現に取り組むことで、SDGsのゴール「11.住み続けられるまちづくり」の達成に貢献し、持続可能なまちを目指します。

ぐんまSDGsイニシアティブ ~SDGs先進県に向けた決意宣言~

群馬県は、人口減少・超高齢化など社会的課題の解決と持続可能な地域づくりに向けて、官民連携を進め、SDGsを推進します。

①「誰一人取り残さない」というSDGsの理念のもと、女性、高齢者、障害者、外国人など、年齢、障害の有無や国籍などを問わず、誰もが居場所と役割を持ち活躍できる持続可能な地域社会の実現を目指します。

②県民をはじめ、市町村、企業、大学及びNPOなどとのパートナーシップにより、県全体で持続可能な社会の実現に向けて取り組みます。

【具体的な取組】

- ・次期総合計画の策定にあたっては、SDGsの理念を反映させるとともに、SDGsの17のゴールに各部署の主な事業を位置づけます。
- ・県として、SDGsの達成に向けた優れた取組を提案し、内閣府が公募する2020年度の「SDGs未来都市」・「自治体SDGsモデル事業」への選定を目指します。
- ・県全体でSDGsの推進に取り組むため、市町村及び中小企業を対象としたセミナーを開催します。

図 2-5 ぐんまSDGsイニシアティブ

（５）計画期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化や事業進捗状況等を勘案し、計画策定後も定期的に計画内容を検証し、必要に応じて適宜目標や計画内容を見直します。



図 2-6 計画期間

第3章 千代田町の地震環境

(1) 過去の群馬県内における地震被害

県内では、過去に多くの地震被害を経験しています。

大正以降、県内で発生した地震被害で最も大きいものが、昭和6年に発生した「西埼玉地震」で、死者5名、負傷者55名を数えるほか、八高線鉄橋が破壊されるほどの被害が発生しています。また新潟県中越地震（平成16年10月）では、県内でも度重なる余震を観測し、家屋1,055戸が一部破損しています。

記憶に新しいところでは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、住宅の一部破損が17,246棟にも及び、町内でも489棟の建築物に被害が発生しました。

表 3-1 過去の地震被害

発生年月日	地震名 (震源)	規模 (M)	震度	群馬県内の主な被害
1916. 2. 22 (大正5年)	．．．※1 (浅間山麓)	6. 2	3 : 前橋市昭和町	家屋全壊7戸、半壊3戸 一部破損109戸
1923. 9. 1 (大正12年)	関東地震 (神奈川県西部)	7. 9	4 : 前橋市昭和町	負傷者9人、家屋全壊49戸 半壊8戸
1931. 9. 21 (昭和6年)	西埼玉地震 (埼玉県北部)	6. 9	5 : 前橋市昭和町	死者5人、負傷者55人、 家屋全壊166戸、半壊1,769戸
1964. 6. 16 (昭和39年)	新潟地震※2 (新潟県下越沖)	7. 5	4 : 須田貝通報所、 前橋市昭和町	負傷者1人
1996. 12. 21 (平成8年)	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	5. 6	5弱：板倉町板倉 4 : 沼田市西倉内町、 片品村東小川、 桐生市織姫町	家屋一部破損64戸
2004. 10. 23 (平成16年)	平成16年(2004年) 新潟県中越地震※2 (新潟県中越地方)	6. 8	5弱：片品村東小川、 高崎市高松町、 渋川市北橋町	負傷者6人 家屋一部破損1,055戸
2011. 3. 11 (平成23年)	平成23年(2011年) 東北地方太平洋沖地震※2 (三陸沖)	9. 0	6弱：桐生市元宿町 5強：沼田市白沢町、 前橋市富士見町、 高崎市高松町、 桐生市新里町、 太田市西本町、 渋川市赤城町、 明和町新里、 千代田町赤岩、 大泉町日の出、 邑楽町中野	死者1名、負傷者41名 住家半壊7棟 住家一部破損17,246棟 ■千代田町内の被害 住宅一部損壊 486戸 物置・作業所一部損壊 3戸 計 489戸
2018. 6. 17 (平成30年)	群馬県南部の地震 (群馬県南部)	4. 6	5弱：渋川市 4 : 前橋市、桐生市、 伊勢崎市、沼田市、 吉岡町、東吾妻町	住宅一部破損 4棟

出典：『群馬県地域防災計画』（震災対策編(第1部総則第4節)）による。

千代田町内の被害は千代田町地域防災計画（H28.9）による。

※1：1916年（大正5年）の浅間山麓を震源とする地震は、浅間山の火山活動に起因する火山性地震と推定され、局所的な被害にとどまっています。

※2：気象庁が命名した地震。

(2) 群馬県内の活断層

地震には、活断層の活動による「内陸直下型地震（阪神・淡路大震災や新潟県中越地震など）」と、プレート（岩盤）とプレートがぶつかり合うことにより発生する「プレート境界型地震（関東大震災や十勝沖地震など）」があります。

群馬県内には、フォッサマグナ※¹の東縁の可能性があるとされる「柏崎－銚子構造線※²」が県土を南北に貫いています。

新潟県中越地震は、その震源地（長岡市や小千谷市など）が「柏崎－銚子構造線」沿線に点在していたため、大きな余震が数多く発生したと考えられています。

県内では、北西部の県境付近の活火山周辺に短い活断層が、県北東部の片品川流域には片品川左岸断層がそれぞれ分布しています。一方、県南部には、埼玉県北部から高崎市北部まで続く深谷断層が認められます。深谷断層の南西側には、深谷断層と平行する平井－櫛挽断層帯の各断層や磯部断層が断続的に分布しており、平井－櫛挽断層帯のうち、神川断層、平井断層が発達しています。文部科学省地震調査研究推進本部（2005年）では、深谷断層と埼玉県東部にある江南断層や綾瀬川断層、平井－櫛挽断層帯が一連のものとして関東平野北西縁断層帯と定義しています。なお、その後に行われた調査及び研究成果により新たな知見が得られたため、関東平野北西縁断層帯は深谷断層帯・綾瀬川断層に二分され、それぞれ評価されています。その他、県内の活断層としては、みどり市大間々周辺の太田断層や太田市東部から桐生市南部に延びる太田断層が挙げられます。

※1：本州中央部を南北に横断する地溝帯をフォッサマグナという。

※2：地殻変動により生じた大規模な断層帯のこと。一本の大断層ではなく、時期や規模によらず数多くの断層の集合体から成る場合が多く、これを境に両側は著しく異なる地質構造が形成される。特に新潟県の柏崎市付近から三国峠、沼田市、赤城山、太田市を通り、千葉県銚子市付近へ抜ける構造線を、「柏崎－銚子構造線」という。

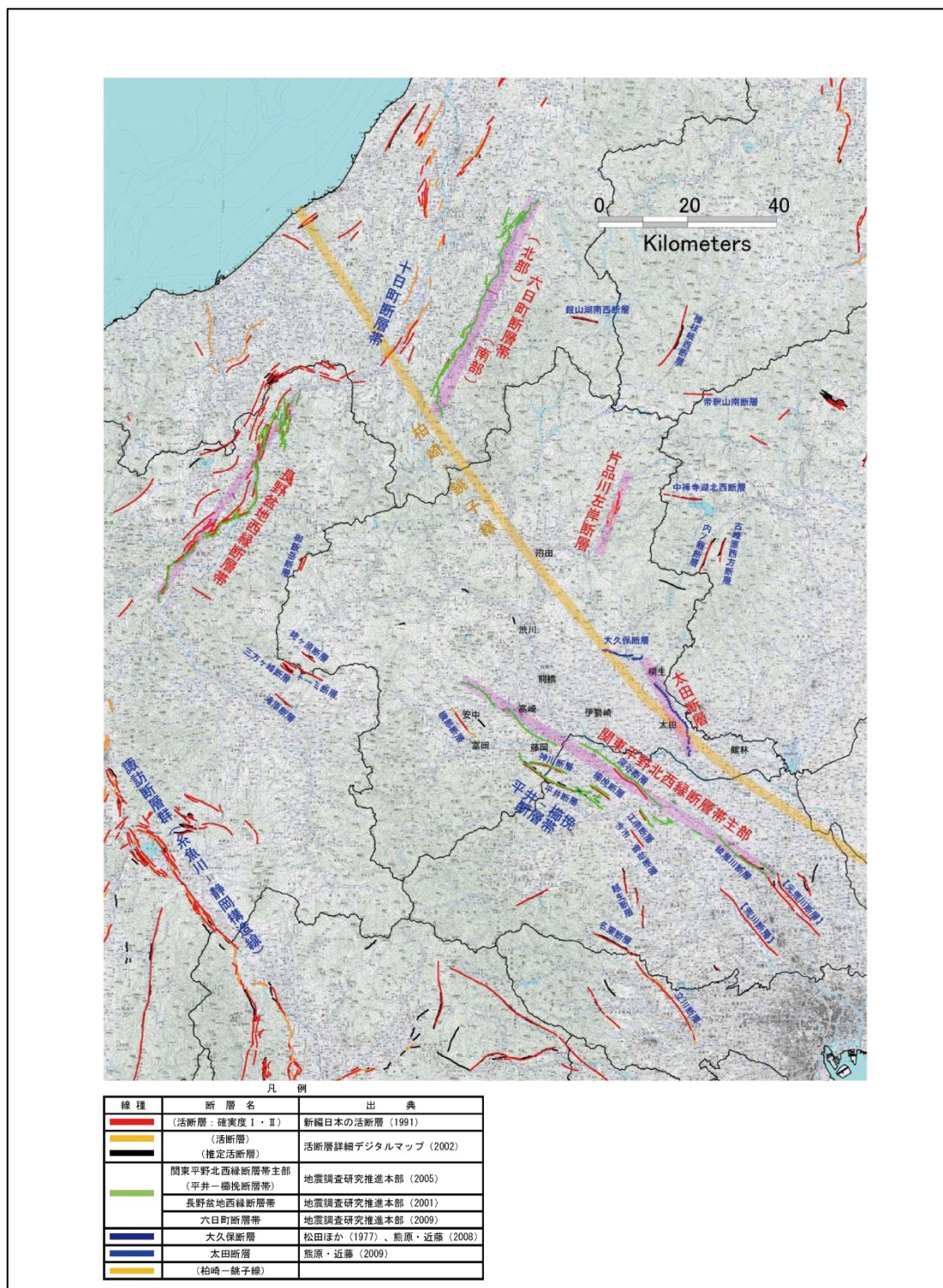


図 3-1 群馬県内の構造線や活断層の分布

出典：群馬県地震被害想定調査※¹（平成 24 年 6 月、群馬県）

※ 1：群馬県に大きな影響を及ぼす可能性の高い地震に対して、自然条件や社会条件の下で、科学的知見に基づき地震による被害を想定し、想定される被害を可能な限り減少させるために実施する県の地震防災対策を充実させるとともに、市町村が実施する防災対策や、県民が自助・共助による地域防災力を向上させていくための検討を行う際の基礎資料とすることを目的として、平成 23～24 年度にかけて実施した調査。

(3) 群馬県内の地震動の予測

地震調査研究推進本部※¹地震調査委員会は、東日本大震災の発生を受けて指摘された確率論的地震動予測地図の諸課題のうち、特に大規模・低頻度の地震を考慮するための検討等に重点的に取り組み、平成26年以降、新たに公表される長期評価に基づいた全国地震動予測地図を更新、公表しています（本計画策定時の最新版は「全国地震動予測地図2020年版」）。

その全国地震動予測地図によると、県内において、今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が、県南東部の一部に26%以上、県西部の一部や県中央部から県南東部に6～26%や3～6%の範囲が広がり、その他の地域も0.1～3%の範囲が広がっています。

※1：地震調査研究推進本部：平成7年の阪神・淡路大震災の経験を活かし、地震に関する調査研究の成果を社会に伝え、政府として一元的に推進するために作られた組織。地震防災対策の強化、特に地震による被害の軽減に資する地震調査研究の推進を基本目標に調査・研究を進めています。

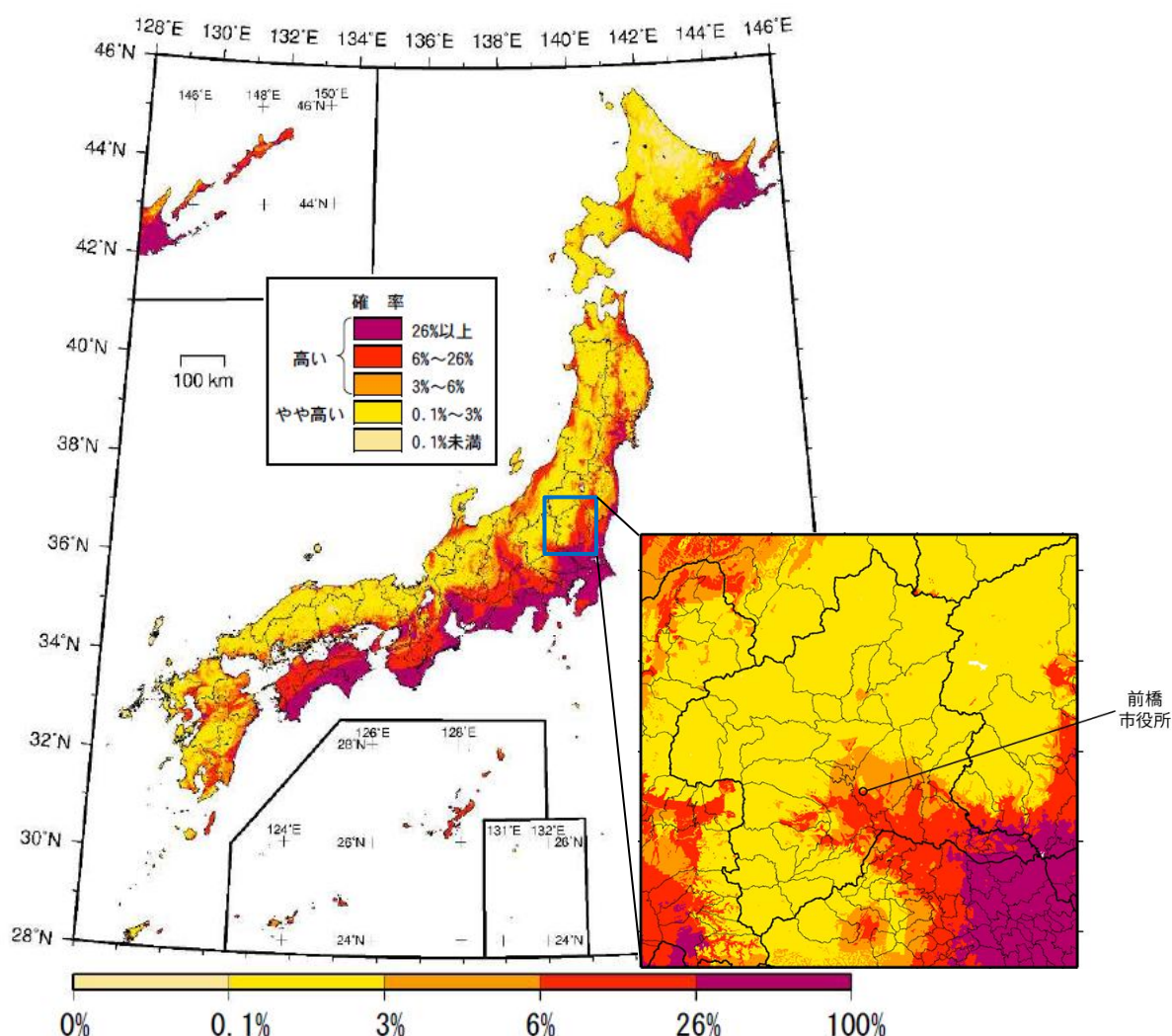


図 3-2 全国地震動予測地図 2020 年版

資料：全国地震動予測地図 2020 年版の概要

(4) 群馬県と千代田町の地震被害想定

群馬県地震被害想定調査では、群馬県に大きな被害を及ぼす可能性のある3地震で季節、時刻及び風速を3ケース設定して被害予測を行ったところ、「関東平野北西縁断層帯主部による地震」の「冬の5時」で最も大きな人的被害（死者及び負傷者数）が想定されました。

人的被害では新潟県中越地震より多い3,000人を超える死者が発生するほか、物的被害では19万棟を超す住宅・建築物が損壊、最大54万人超の避難者が発生すると想定されています。

表 3-2 想定地震ごとの被害状況

項目		想定地震ごとの被害		
		関東平野北西縁断層帯主部による地震	太田断層による地震	片品川左岸断層による地震
地震の規模		M8.1	M7.1	M7.0
人的被害	死者 (冬5時)	3,133人 (0.16%)	1,133人 (0.06%)	23人 (0.001%)
	負傷者 (冬5時)	17,743人 (0.88%)	7,874人 (0.39%)	85人 (0.004%)
	避難者 (1日後)	543,589人 (27.07%)	244,864人 (12.19%)	766人 (0.04%)
住家被害(全壊・半壊) (冬5時)		192,361棟 (16.78%)	75,048棟 (6.55%)	1,715棟 (0.15%)
火災	出火件数 (冬18時)	197件	82件	1件
	焼失棟数 (冬18時)	12,968棟 (1.13%)	4,146棟 (0.36%)	0棟 (0%)

出典：群馬県地震被害想定調査（平成24年6月、群馬県）

- ・%数値は、下記に対する割合
- ・人口総数：2,008,068人（平成22年国勢調査による群馬県の夜間人口）
- ・建物総数：1,146,471棟（平成23年10月、固定資産税課税台帳）
- ・避難者は、最大となる地震発生1日後の人数

表 3-3 近年の大地震による被害の比較

項目		兵庫南部地震 (阪神・淡路大震災) 1995年1月17日	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災) 2011年3月11日	熊本地震 2016年4月14日 2016年4月16日	能登半島地震 2024年1月1日
地震の規模		M7.3	M9.0	M6.5	M7.6
人的被害	死者・ 行方不明者	6,434人	21,935人	273人	515人
	負傷者	43,792人	6,219人	2,809人	1,394人
	避難者 (自主避難)	319,638人	約468,600人	196,325人	51,605人
住家被害 (全壊・半壊)		249,180棟	399,808棟	43,386棟	29797棟
火災	出火件数	293件	330件	15件	17件
	焼失棟数	7,574棟	263棟	3件	147棟

出典：各地震の被害状況については内閣府防災担当ホームページなど

群馬県地震被害想定調査によると、想定地震ごとの被害状況は以下のとおり推定されており、本町においては県と同様、「関東平野北西縁断層帯主部」を震源とした地震で最も大きな被害が想定されています。

表 3-4 群馬県における想定地震ごとの被害状況

項目			想定地震ごとの被害		
			関東平野北西縁断層帯 主部による地震	太田断層による地震	片品川左岸断層に よる地震
人的被害	死者		3, 133人 (0. 16%)	1, 133人 (0. 06%)	23人 (0. 00%)
	重傷者		3, 340人 (0. 17%)	1, 291人 (0. 06%)	16人 (0. 00%)
	避難者 (1日後)		543, 589人 (27. 07%)	244, 864人 (12. 19%)	766人 (0. 04%)
物的被害	建物（全壊・半壊）		192, 361棟 (16. 78%)	75, 048棟 (6. 55%)	1, 715棟 (0. 15%)
	火災	出火件数	27件	16件	0件
		焼失件数	1, 412棟 (0. 07%)	380棟 (0. 02%)	0棟 (0. 00%)
条件			冬5時・風速9m	冬5時・風速9m	冬5時・風速9m

総人口：2,008,068人、建物総数：1,146,471棟

出典：群馬県地震被害想定調査（平成24年6月、群馬県）

表 3-5 千代田町における想定地震ごとの被害状況

項目			想定地震ごとの被害		
			関東平野北西縁断層帯 主部による地震	太田断層による地震	片品川左岸断層に よる地震
人的被害	死者		7人 (0.06%)	2人 (0.01%)	0人 (0.00%)
	重傷者		6人 (0.05%)	1人 (0.01%)	0人 (0.00%)
	避難者 (1日後)		4,917人 (42.86%)	3,085人 (26.89%)	0人 (0.00%)
物的被害	建物（全壊・半壊）		1,080棟 (12.80%)	416棟 (4.93%)	0棟 (0.00%)
	火災	出火件数	0件	0件	0件
		焼失件数	0棟 (0.00%)	0棟 (0.00%)	0棟 (0.00%)
条件			冬5時・風速9m	冬5時・風速9m	冬5時・風速9m

総人口：11,473人、建物総数：8,440棟

出典：群馬県地震被害想定調査（平成24年6月、群馬県）

第4章 耐震化の状況

(1) 住宅

家屋課税台帳（令和7年1月1日現在）に基づく調査では、現在の住宅（戸建住宅・共同住宅）総数は5,205棟であり、そのうち耐震性に不安がある昭和55年以前^{※1}の住宅は1,772棟（34.1%）となっています。

昭和55年以前の住宅のうち、耐震性が確保されている住宅や耐震改修が実施された住宅は、合わせて790棟あると推計され、昭和56年以降の住宅（3,433棟）と合わせると、耐震性が確保されている住宅は、4,223棟（81.1%）と推計されます。

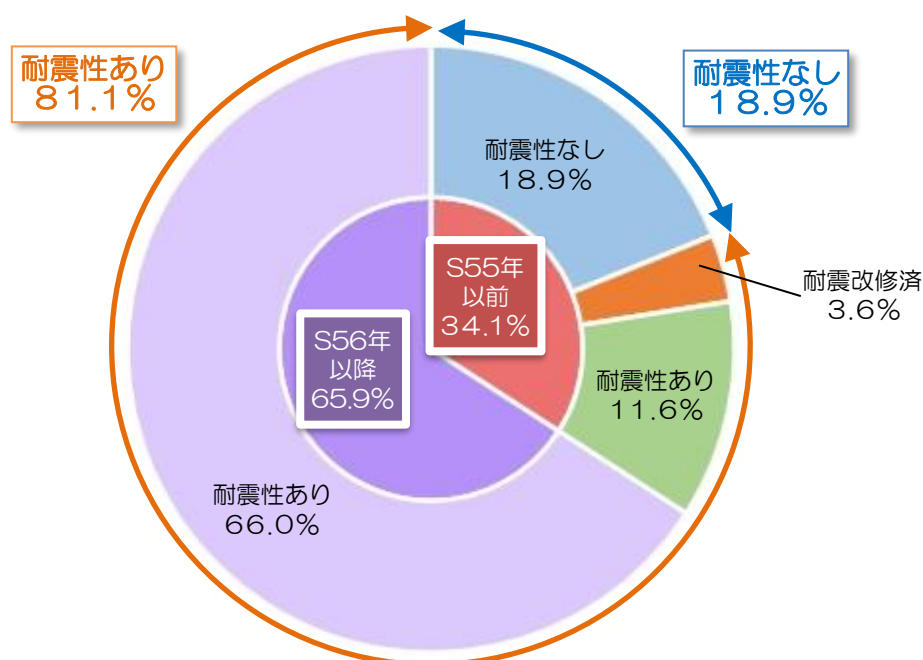


図 4-1 住宅の耐震化率の状況

表 4-1 住宅の耐震化率の推計値（令和7年1月1日時点）

住宅総数	5,205棟
昭和56年以降の住宅	3,433棟
昭和55年以前の住宅	1,772棟
耐震性ありと推測されるもの	604棟
改修済み(耐震性あり)と推測されるもの ^{※1}	186棟
耐震性なしと推測されるもの	982棟
耐震化棟数	4,223棟
耐震化率	81.1%

※1：昭和56年に新しい耐震基準が施行されており、阪神・淡路大震災では、この年代区分で建物被害に大きな差が出ている。

※2：昭和55年以前の建築物のうち、耐震性がある住宅の割合は国の推計値（一戸建：34.0%、共同住宅等：62.1%）を使用。

※3：昭和55年以前の建築物のうち、改修済みの住宅の割合は群馬県のデータを使用。

(2) 特定建築物

令和7年に実施した調査の結果、特定既存耐震不適格建築物等の要件一覧表に定められた用途及び規模（特定既存耐震不適格建築物の要件欄）に該当する建築物（以下「特定建築物」という。）103棟のうち、旧耐震基準で建築された昭和55年以前の建築物は6棟（5.8%）となっています。

さらに、昭和55年以前の建築物のうち、耐震性ありと診断された建築物が2棟、改修済み（耐震性あり）が2棟となっており、特定既存耐震不適格建築物に該当する建築物は2棟で、特定建築物の耐震化率は98.1%となっています。

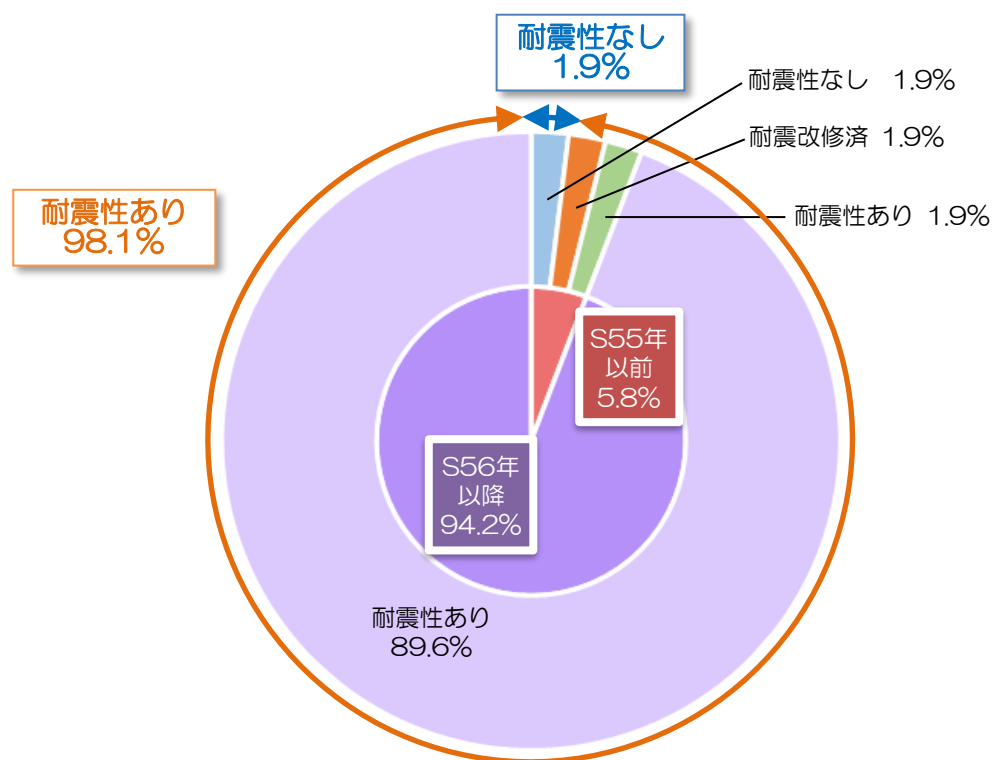


図 4-2 特定建築物の耐震化率の状況

表 4-2 特定建築物の耐震化率（令和7年11月時点）

	合計	町有建築物	民間建築物
建築物総数	103棟	11棟	92棟
昭和56年以降の建築物	97棟	7棟	90棟
昭和55年以前の建築物	6棟	4棟	2棟
耐震性ありと診断されたもの	2棟	2棟	0棟
改修済み（耐震性あり）	2棟	2棟	0棟
耐震性なしと推測されるもの※1	2棟	0棟	2棟
耐震化棟数	101棟	11棟	90棟
耐震化率	98.1%	100%	97.8%

※1：対象となる2棟は耐震診断・耐震改修の実施状況が不明なため、計画上耐震性なしに分類。

①多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第14条第1号）

令和7年3月に実施した調査では、多数の者が利用する建築物は31棟あり、そのうち、旧耐震基準で建築された昭和55年以前の建築物は5棟となっています。

さらに、昭和55年以前の建築物のうち、耐震性ありと診断された建築物が2棟、改修済み（耐震性あり）建築物が2棟となっており、昭和56年以降の建築物（26棟）と合わせると、耐震性があると判断される建築物は30棟（96.8%）であり、特定既存耐震不適格建築物に該当する建築物は1棟となっています。

表 4-3 多数の者が利用する建築物の耐震化率（令和7年3月時点）

多数の者が利用する建築物	合計	町有建築物	民間建築物
建築物総数	31棟	11棟	20棟
昭和56年以降の建築物	26棟	7棟	19棟
昭和55年以前の建築物	5棟	4棟	1棟
耐震性ありと診断されたもの	2棟	2棟	0棟
耐震改修済み（耐震性あり）	2棟	2棟	0棟
耐震性なしと推測されるもの※1	1棟	0棟	1棟
耐震化棟数	30棟	11棟	19棟
耐震化率	96.8%	100%	95.0%

※1：対象の1棟は耐震診断・耐震改修の実施状況が不明なため、計画耐震性なしとして分類。

※2：耐震化率等は令和7年3月時点の調査結果による。

②危険物等を取り扱う建築物（耐震改修促進法第14条第2号）

令和7年7月に実施した調査では、危険物等を取り扱う建築物は63棟あり、そのうち昭和55年以前に建築された建築物は1棟となっています。いずれも耐震性がない建築物と判断され、特定既存耐震不適格建築物に該当します。

表 4-5 危険物等を取り扱う建築物の耐震化率（令和7年7月1日時点）

危険物等を取り扱う建築物	民間
建築物総数	63棟
昭和56年以降の建築物	62棟
昭和55年以前の建築物	1棟
耐震性ありと診断されたもの	0棟
改修済み（耐震性あり）	0棟
耐震性なし	1棟
耐震化棟数	62棟
耐震化率	98.4%

出典：館林地区消防組合資料（令和7年7月1日時点）

③地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（耐震改修促進法第14条第3号）

避難路として指定した道路沿道の建築物のうち、通行障害建築物の対象となる建築物は9棟ありますが、すべて昭和56年以降の新耐震基準で建築され、耐震性があると判断されることから、通行障害既存耐震不適格建築物には該当していません。

表 4-6 避難路沿道の建築物の耐震化率（令和7年11月時点）

通行障害建築物	民 間
建築物総数	9 棟
昭和56年以降の建築物（耐震性あり）	9 棟
昭和55年以前の建築物（耐震性なし）	0 棟
耐震化棟数	9 棟
耐震化率	1 0 0 %

(3) 町有建築物（特定既存耐震不適格建築物以外）

町有建築物（特定既存耐震不適格建築物以外）のうち、一部の施設については地震発生後の災害対策や避難救護を図るなどの重要な役割があります。

そのため、千代田町地域防災計画（令和5年3月改訂）において避難場所に指定されている施設とそれ以外の建築物に分類して集計を行いました。

調査の結果、総棟数25棟のうち、旧耐震基準で建設された昭和55年以前の建築物は9棟（36％）となっています。また昭和55年以前の建築物のうち、耐震性ありと診断されたものが5棟、改修済み（耐震性あり）が4棟となっており、対象としたすべての町有建築物において、耐震性が確保されていると判断されます。

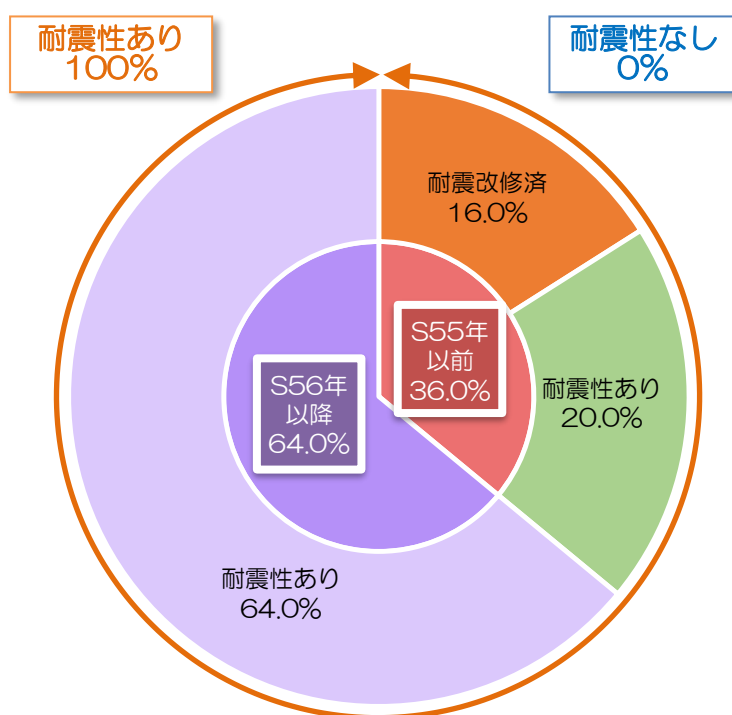


図 4-3 特定既存耐震不適格建築物以外の町有建築物の耐震化率の状況

表 4-7 特定既存耐震不適格建築物以外の町有建築物の耐震化率（令和7年9月時点）

特定既存耐震不適格建築物以外の 町有建築物	合計	避難場所指定	それ以外
建築物総数	25棟	5棟	20棟
昭和56年以降の建築物	16棟	1棟	15棟
昭和55年以前の建築物	9棟	4棟	5棟
耐震性ありと診断されたもの	5棟	0棟	5棟
改修済み（耐震性あり）	4棟	4棟	0棟
耐震性なし	0棟	0棟	0棟
耐震化棟数	25棟	5棟	20棟
耐震化率	100%	100%	100%

※耐震化率等は令和7年9月時点の調査結果による。

(4) 耐震化率の目標の達成状況

従前計画では、令和7年度末において、住宅の耐震化率を85.0%、特定建築物及び町有建築物（特定既存耐震不適格建築物以外）の耐震化率を100%とする目標を掲げていました。

令和7年1月時点において、町有建築物（特定既存耐震不適格建築物以外）の耐震化率は100%と目標を達成しており、特定建築物についても98.1%と概ね目標を達成していますが、住宅については81.1%と目標を達成できていません。

表 4-8 耐震化率の目標の達成状況

	令和2年 実績値※1	令和7年度 目標値	令和7年 実績値※1	達成状況
住宅	75.0%	85.0%	81.1%	未達成
特定建築物	95.5%	100%	98.1%	ほぼ 達成
町有建築物（特定既存耐震 不適格建築物以外）	100%	100%	100%	達成

※1：実績値は、各年1月時点の値。

第5章 耐震化目標の設定

(1) 設定の考え方

国の基本方針では、南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を、令和12年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標※1としています。

県計画では、令和12年度末までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を95%にすることを目標としています。

本計画においては、国や群馬県の目標、並びに耐震化の進捗状況を踏まえ、令和12年度末までの住宅及び特定既存耐震不適格建築物を対象とした目標を定め、これらの耐震化率の向上に向けた取り組みを促進します。

※1：推進地域（人口15,000人未満を除く市町村）における目標

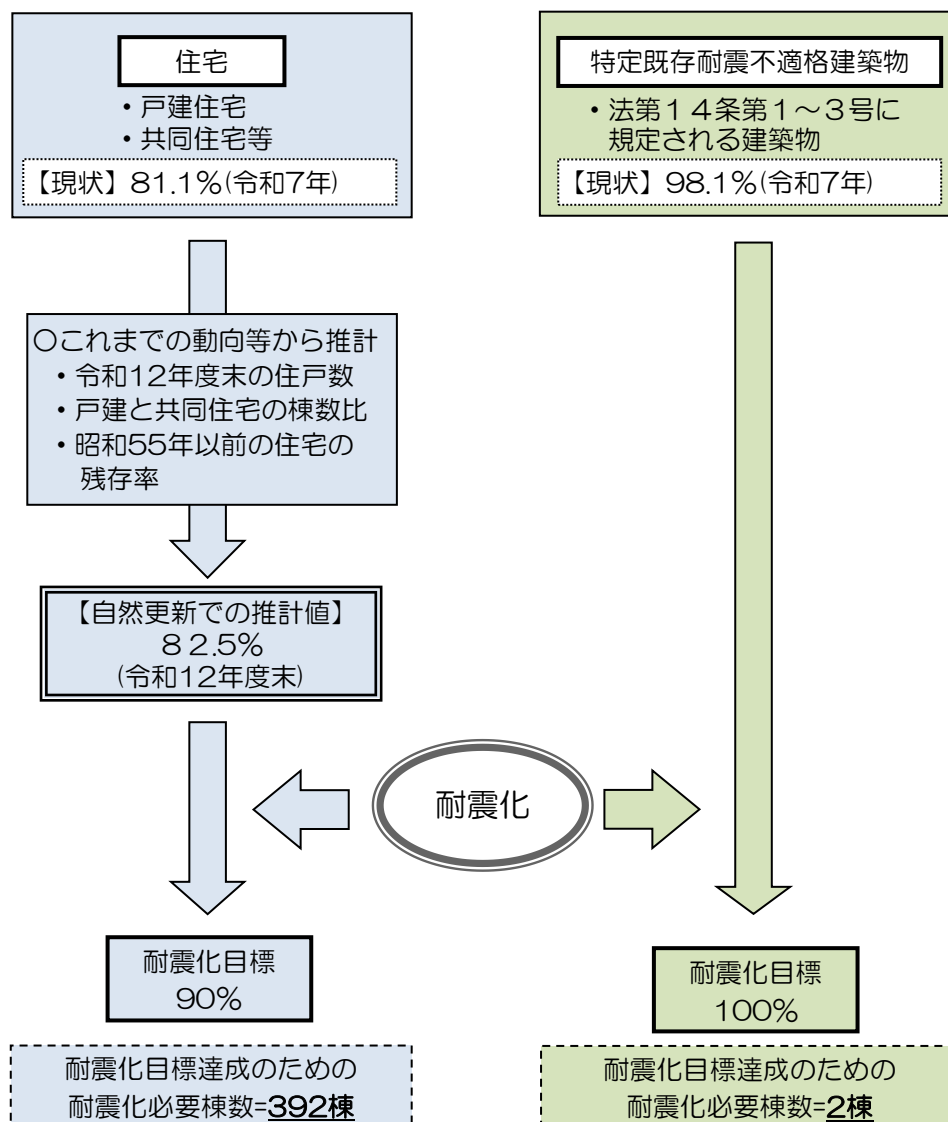


図 5-1 千代田町における耐震化目標の設定の考え方

(2) 住宅

①自然更新による耐震化の見込み

令和7年における住宅の耐震化率の現状をみると、住宅の総棟数が5,205棟であるのに対して、耐震性があると判断される住宅は4,223棟で、耐震化率は81.1%と推計されます。

令和12年度末には、住宅の総数は5,252棟に増加し、住宅の更新がこれまでと同じペースで進むと仮定した場合、耐震性があると判断される住宅は4,335棟となり、自然更新による令和12年度末の住宅の耐震化率は、82.5%になると推計されます。

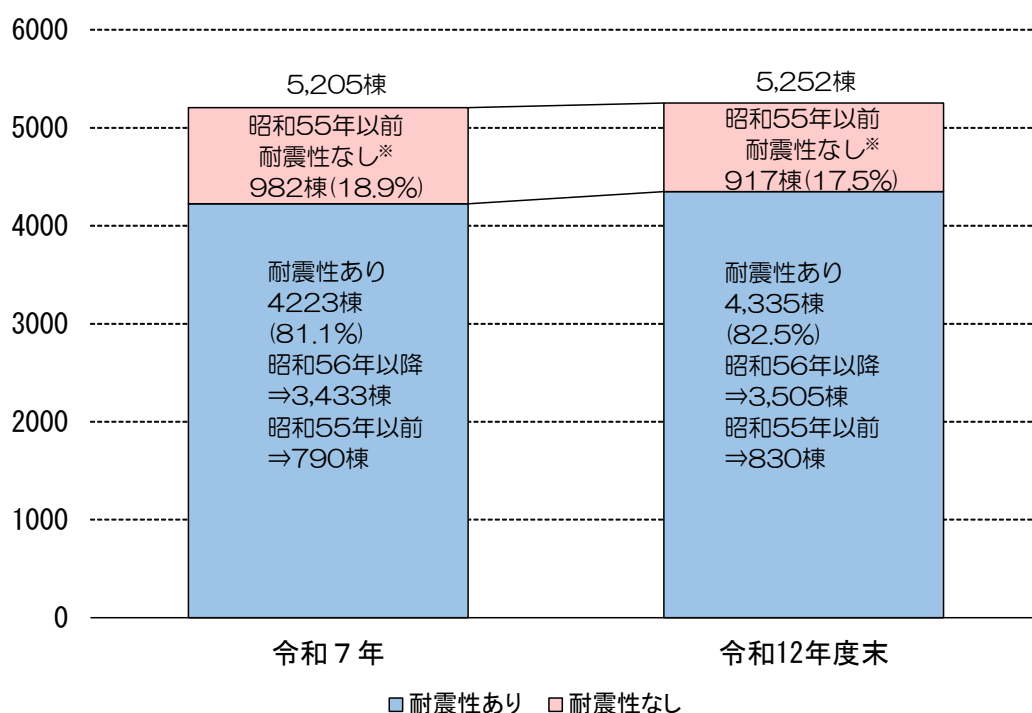


図 5-2 住宅の耐震化の現状と令和12年度末の見込み

※耐震性なし：本章においては、耐震診断により耐震性がないと確認されたものと、耐震診断を実施しておらず耐震性が確認されていないものを含めて「耐震性なし」とする。

②耐震化の目標

国や群馬県の目標値、現状の耐震化率、自然更新による耐震化率の見込みや耐震性確保による減災効果を踏まえ、住宅の耐震化率の目標を90%（減災化※1した住宅を含む。）と設定します。

目標を達成するためには、自然更新による耐震化に加えて、施策の推進により令和12年度末までの5年間で392棟の住宅の耐震化及び減災化を図る必要があります。

表 5-1 住宅の耐震化の目標

現状の耐震化率	自然更新による耐震化率の見込み	目標耐震化率	目標の達成に向けて
81.1% (4,223 棟)	82.5% (4,335 棟)	90% (4,727 棟)	5 年間で 392 棟の耐震化及び減災化が必要

※カッコ内は、耐震性のある住宅数。

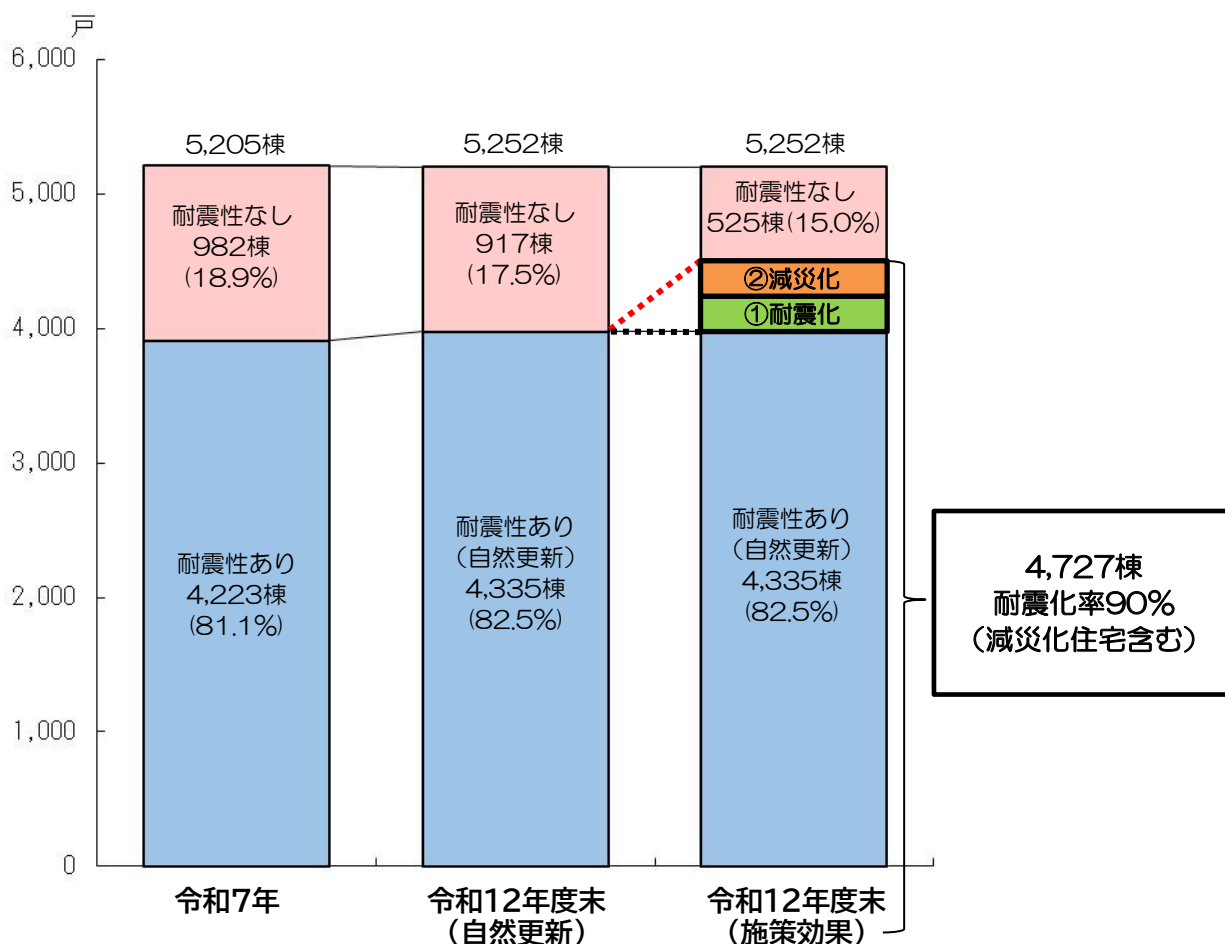


図 5-3 住宅の耐震化の現状と令和 12 年度の見込みと目標

表 5-2 令和 12 年度の耐震化及び減災化の目標棟数の内訳

耐震性あり (自然更新)	+	①耐震化	②減災化	=	耐震化及び減災化住宅
4,335棟		392棟			4,727棟

※1：住宅の耐震化目標は、耐震化に加えて減災化を含めた棟数とする。

(3) 特定建築物

①耐震化の目標

現状の耐震化率を踏まえ、特定建築物の耐震化の目標を100%と設定します。

目標の達成に向けて、2棟の耐震化が必要です。

表 5-3 特定建築物の耐震化の目標

現状の耐震化率	目標耐震化率	目標の達成に向けて
98.1% (101 棟)	100% (103 棟)	2 棟の耐震化が必要

※カッコ内は、特定建築物数。

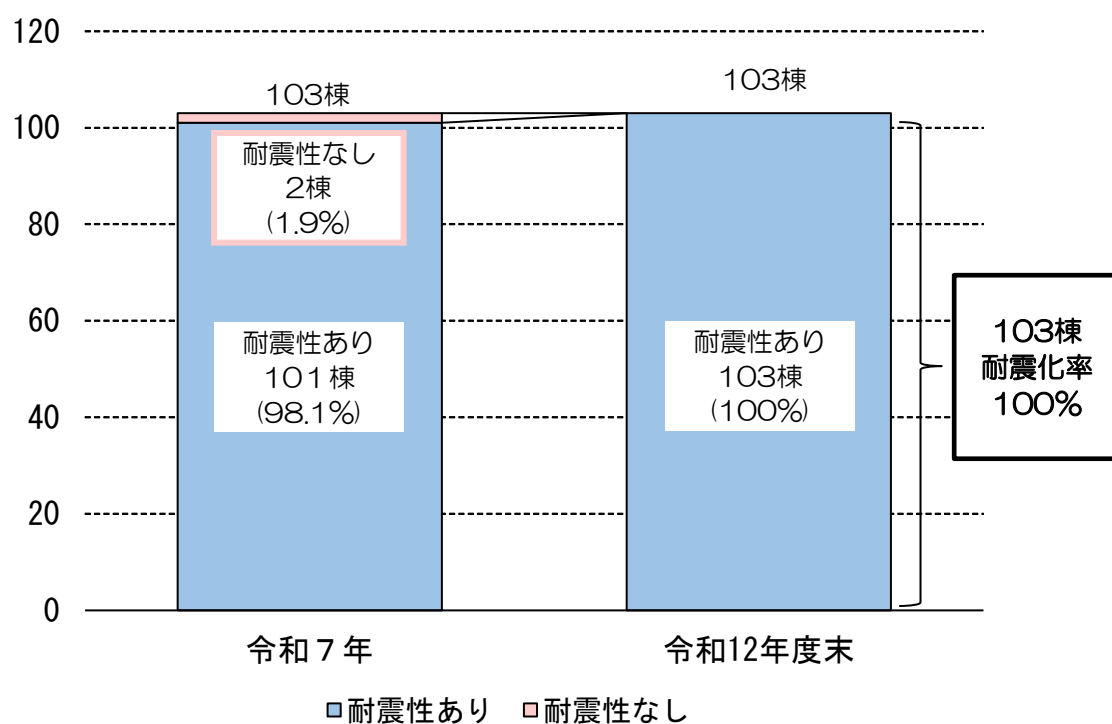


図 5-4 特定建築物の耐震化の現状と令和 12 年度の目標

第6章 建築物の耐震化を促進するための施策

(1) 耐震化の促進に係る基本的な考え方

①建築物所有者による主体的な取り組み

住宅・建築物の耐震化促進のためには、建築物の所有者等がまず自ら取り組むべき問題であることを自覚することが重要です。

そのため、建築物の所有者等は、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識的に取り組み、自分の住宅・建築物が地域の安全性向上の支障とならないよう配慮し、自助努力のもと耐震化を進めることも必要です。

②国や群馬県と連携した耐震化の支援

町は、建築物の所有者等が耐震化への取り組みを実施しやすいようにするため、国や群馬県と連携して耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境整備や情報発信、負担軽減のための制度の創設など、必要な取り組みを総合的に進めていきます。

③ 建築士・施工者が耐震化の担い手として活躍できる環境の整備

住宅や建築物の耐震化の促進には、建築士や施工者の協力が不可欠です。県との連携を図ることで、建築士・施工者が、住宅や建築物の耐震化の担い手として活躍できる環境の整備を図ります。

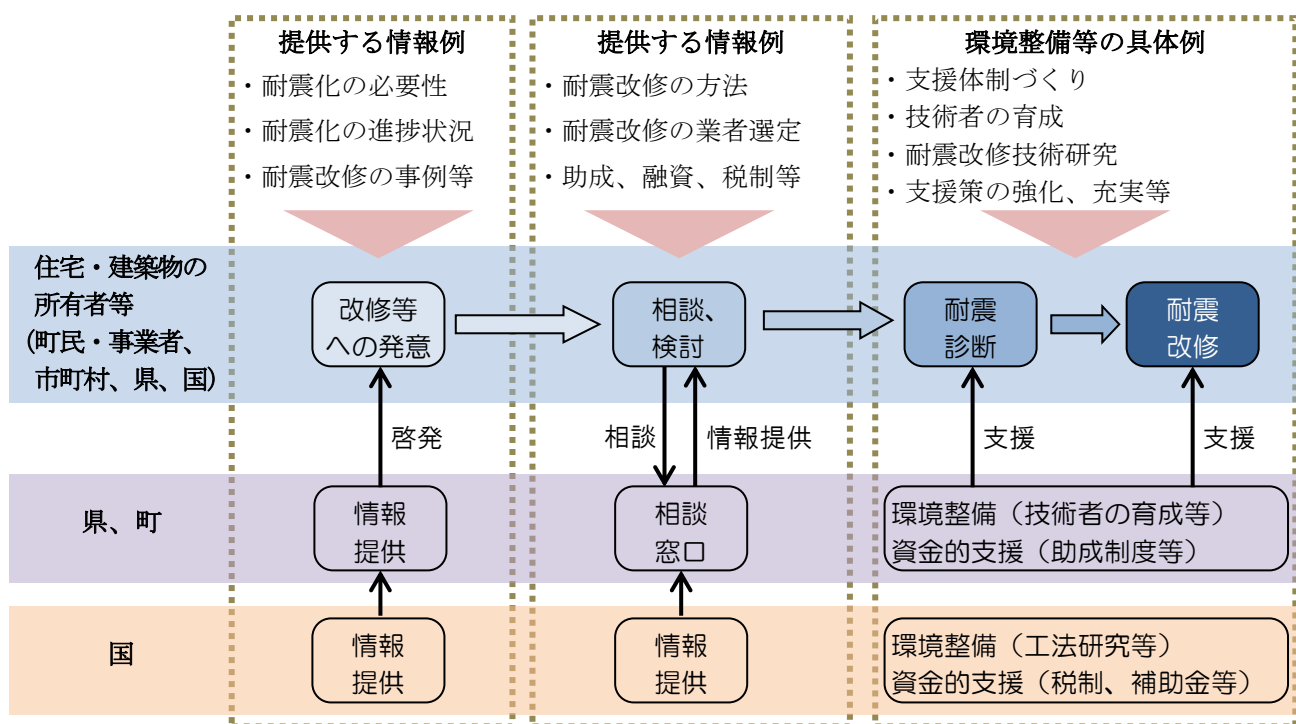


図6-1 耐震診断・耐震改修の促進イメージ

◆役割分担

住宅及び建築物の所有者等と行政及び建築関係団体や建築士・施工者及び地域組織は、それぞれ次の役割分担のもと、相互に連携を図りながら建築物の耐震診断・改修の促進に努めます。

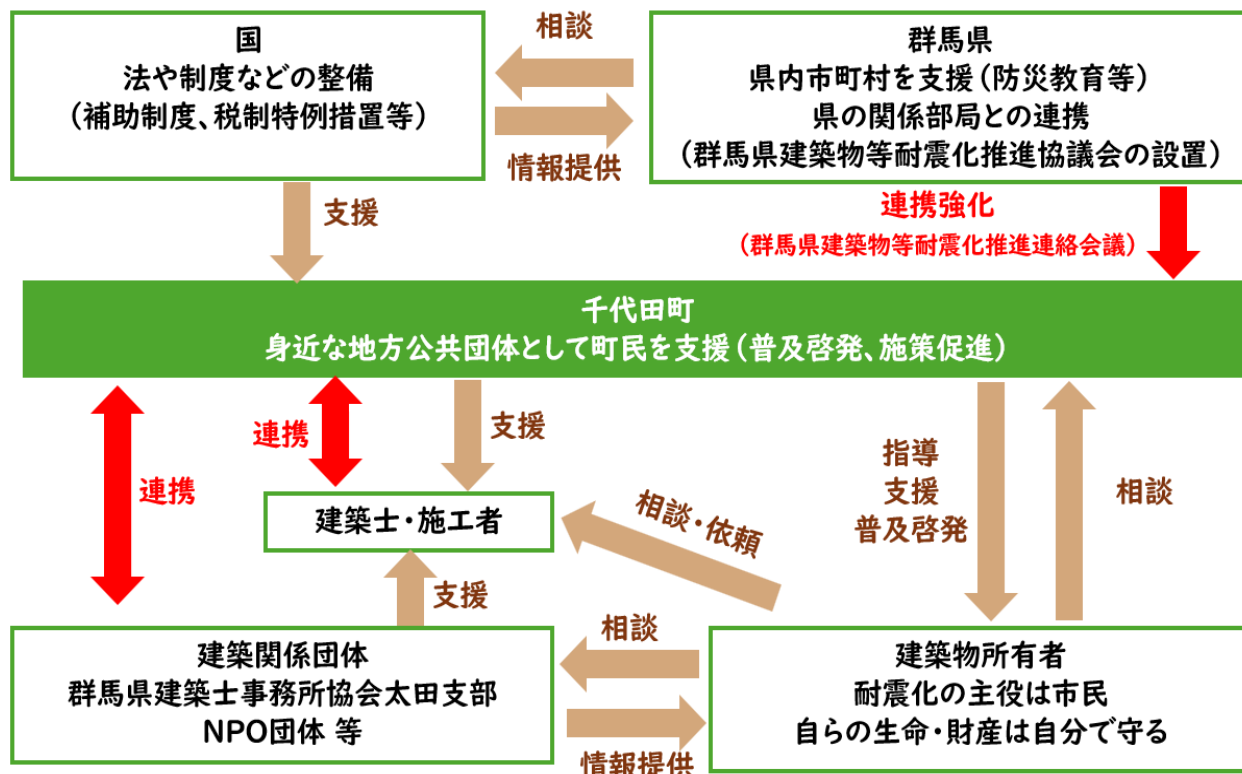


図6-2 役割分担のイメージ

※群馬県建築物等耐震化推進連絡会議：群馬県と県内の 35 市町村の建築主務課により構成され、建築物等の耐震化推進に関する県、市町村及び建築物の所有者等の役割分担や、効果的な施策の実施について連携を図る。

(2) 耐震化を促進するための施策

①アクションプログラムに基づく取り組みの推進

本計画に定めた目標の達成に向けて、「千代田町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）」に基づき、毎年度、住宅耐震化に係る取り組みを位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、アクションプログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進します。

◇財政的支援

住宅の耐震診断士派遣事業を実施するとともに、住宅の耐震改修費（精密診断、補強設計費含む）補助や旧耐震の空家に対する除却補助を実施します。

◇住宅所有者に対する直接的な耐震化促進

耐震化普及啓発・補助制度リーフレットを各戸に配付します。

◇耐震診断実施者に対する耐震化促進

耐震診断の結果、耐震性が不足していた場合、町職員が診断結果を説明し、補助制度の案内や相談等を実施します。また、耐震性なしと診断され、耐震改修が未実施の住宅に対し、電話等による働きかけを行います。

◇改修事業者の技術力向上等

改修事業者に対する耐震講習会の開催や、改修事業者リストの作成と公表を群馬県と共同で実施します。

◇一般住民への周知普及

広報誌や窓口でのリーフレット配布、パネル展示の実施による耐震改修の必要性和補助制度の周知などを行います。

②周知・啓発活動

住宅の耐震化は、建築物所有者等が自らの生命と財産を守るために、耐震化の必要性和重要性を認識することから始まります。

そのため町では、広く町民への周知活動を実施していくため、様々な機会と手段を用いて耐震化の必要性や認識等の普及・促進を図ります。

表 6-1 周知内容の事例（平成 25 年耐震改修促進法改正関連）

内 容	概 要
耐震改修工事に係る容積率、建ぺい率等の緩和（法第17条）	これまで、耐震改修を行う際に、床面積が増加することから、有効に活用出来ない耐震改修工法がありました。 法改正により、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を受けることにより、耐震改修でやむを得ず増築するものについて、容積率・建ぺい率の特例措置が認められることとなり、耐震改修工法の拡大が図られました。
建築物の地震に対する安全性の表示制度（法第22条）	建築物の所有者は、所管行政庁から建築物が地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受けることができます。 認定を受けた建築物は、広告等に認定を受けたことを表示することができるようになりました。
区分所有建築物の議決要件の緩和（3/4⇒1/2）（法第25条）	耐震診断を行った区分所有建築物の管理者等は、所管行政庁から当該区分所有建築物が耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることができます。 これにより、認定を受けた区分所有建築物は、区分所有法（建物の区分所有等に関する法律第17条）に規定する共用部分の変更決議が、3/4以上から1/2超（過半数）に緩和されました。

③インターネットを活用した耐震化に関する情報提供

町のホームページには、木造住宅耐震診断事業や耐震改修補助事業に関する情報や地震防災マップなどを掲載しており、町民がいつでも耐震化に関する情報を得ることができるように周知を行っています。

④地震防災マップの作成・配布

町では、町民が住宅・建築物の所有者が地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し、的確な行動がとれるように、地震による危険性の程度等を示す「地震防災マップ」を作成しています。

今後、地震防災マップを活用し、防災情報の周知と日頃から防災意識を持って災害に備えることができるように啓発を行っています。

⑤防災訓練等における周知・啓発活動

防災訓練等のイベント会場において、地震防災、住宅の耐震化に関する情報の周知を行うなど、町民等に対して情報提供を行います。

⑥自治会と連携した周知・啓発活動

町の広報や自治会を通じて必要な情報の提供を行う回覧板は、情報の周知をより直接的に行うことができます。耐震化に関する情報についても、広報や回覧板を活用して、周知・啓発に向けた働きかけを行います。

⑦耐震化の促進を図るための支援策

建築物の耐震化には、建築物所有者等に耐震診断や耐震改修工事のための多額な費用負担が生じることとなり、耐震化が円滑に進まない原因の一つとなっています。そのため、建築物所有者等の経済的な負担を軽減するための仕組みとして、以下の支援を行っています。

◇木造住宅耐震診断者派遣事業

昭和56年5月31日以前に着工し、在来軸組工法で着工した地上2階以下の住宅について、木造住宅耐震診断調査資格者による耐震診断を実施しています。

◇木造住宅耐震改修費補助事業

木造住宅の耐震改修の工事費用は、約160万円（財団法人建設経済研究所推計）とされています。そのため、経済的に改修費用の負担が困難な場合には、その建築物の危険性を勘案し、精密診断、耐震補強設計及び耐震補強工事に要する費用の2分の1以内（限度額80万円）を助成しています。

⑧住宅の減災化の促進

住宅の耐震化の目的は、主の中で生活している人の命や財産を地震による住宅の倒壊等の被害から守ることでありますが、住宅の耐震改修には住宅の所有者に多額の費用負担が生じるなどの理由により、耐震診断まで実施したとしても、耐震改修工事の実施までなかなか進まない状況があります。すぐには耐震化によって安全性を確保することができないとしても、地震災害から人の命を守るために、地震による住宅への被害を少しでも軽減しようとする「減災化」の視点も重要です。このため、耐震化を促進するとともに、群馬県と連携しながら、住宅の「減災化」を目的とした耐震シェルターや耐震ベッドなどによる圧死を防ぎ地震被害を軽減するための施策等について、所有者のニーズを踏まえながら検討していきます。

⑨リフォームに併せた耐震改修の促進

住まいの省エネやバリアフリー化、防犯対策などのリフォーム工事や増改築と併せて耐震改修を実施することが効果的であり、費用面でもメリットがあります。

リフォーム事業者や関係機関との連携のもと、建築物の所有者等の意識啓発を促進するため、所有者からの相談の際における耐震改修を併せた実施の提案、リフォーム関係団体等が開催する住宅リフォームフェアや広報等を通じたリフォーム工事と耐震改修を一体的に行った場合のメリット等に関する情報提供を行います。

⑩建替えの促進

耐震性がない住宅の中には、耐震改修に多額の費用を要するものもあり、耐震改修が進まない要因のひとつと考えられます。また、耐震化された住宅の大半は新築又は建替えによるものが大半を占めていることから、耐震改修の促進と併せて、耐震性のない住宅の建替えを促進します。

⑪空家の耐震化

令和6年に実施した調査では、町内に160軒の空家が存在しています。空家には居住者がいないため、仮に地震被害で倒壊しても、その住宅の居住者が被害に遭うことはありませんが、地震被害で空家が倒壊することによって、隣地に被害をもたらすおそれがあるのと同時に、倒壊による家屋のがれきが道路等を塞ぐことで、周辺住民の避難や緊急車両の通行・活動に支障をきたし、地震被害を拡大させる可能性があります。

そのため、空家の有効活用を促すとともに、耐震改修や老朽化した空家の除却など、空家に対する施策と連携して、地震被害の軽減を図ります。

⑫耐震化を促進するための環境整備

◇相談窓口の設置

群馬県や関係団体等と連携して相談窓口を設置し、建築物の所有者等に対して、耐震診断・耐震改修に関する情報提供や一般的な相談から専門的な相談等の各種相談に応じ、建築物の所有者が安心して耐震化に取り組むことができる環境を整備します。

◇低コスト耐震改修の普及

住宅所有者の耐震改修の費用負担の軽減を図るため、詳細な耐震診断に基づく合理的な設計法や天井・床を解体せず耐震補強が可能な安価な工法など、低コストで耐震改修が行える方法を普及させる建築士・施工者向けの講習会を開催します。また、住宅所有者が低コスト耐震改修に関する情報を入手できるように、パンフレットやインターネット等による情報発信を行います。

◇耐震診断技術者の育成等の協力

群馬県では、県民が安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事に取り組むことができる環境を整備し、木造住宅の耐震化促進に寄与することを目的に、平成21年12月より木造住宅耐震診断技術者養成講習会を実施しています。

町では、町内の建築士に対して講習会に参加するよう働きかけを行います。

◇地震保険の加入促進に関する情報提供

地震による損害を補償する地震保険は、大規模な地震災害発生後の迅速な復旧を図るためにも、地震保険への加入を促進する必要があります。また、保険料については建築年または耐震性能による割引制度が設けられています。

町では群馬県と連携して、地震保険料の加入・保障内容の他、所得税、個人住民税に係る地震保険料の所得金額からの控除（地震保険料控除）等の特例措置についても情報提供に努めます。

⑬耐震改修促進法に基づく指導等

所管行政庁である群馬県と連携し、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して耐震診断・耐震改修を的確に実施することが必要と認めた場合は、当該建築物の所有者に対して必要な指導・助言を行います。

（３）公共建築物の耐震化の促進

①公共建築物の耐震化の情報開示と適切な維持・管理運営

町の防災拠点となる主な公共建築物については、各施設の耐震診断・耐震改修結果に関する情報を必要に応じて公表します。また、千代田町公共施設等総合管理計画に基づく適切な維持と管理運営を推進します。

(4) 避難路の指定及び沿道建築物の耐震化

①沿道建築物

県計画及び本計画において指定した避難路沿道において、通行障害建築物の対象となる建築物のうち、既存耐震不適格建築物に該当する建築物については、耐震診断及び耐震改修を促進します。

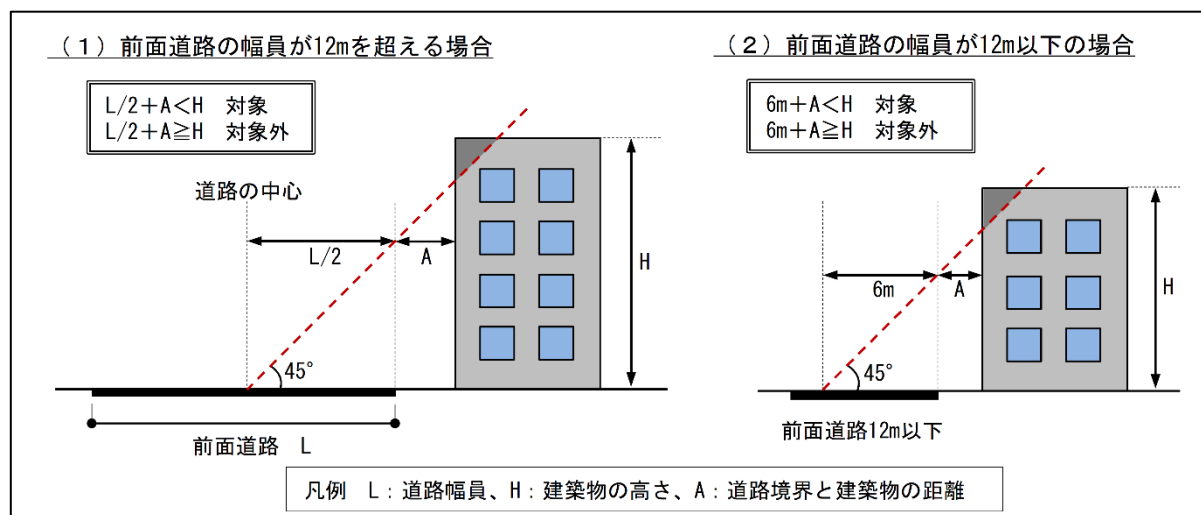


図 6-2 通行障害建築物の対象となる要件

②通行障害建築物の対象とすることが可能になったブロック塀等

平成30年の法令改正により、耐震診断が義務付けられる通行障害建築物にブロック塀等が追加されています。対象は、その前面道路に面する部分の長さが25mを超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の2分の1に相当する距離を加えた数値を2.5で除して得た数値を超えるブロック塀等であって、建物に附属するものとなっています。

また、対象となるブロック塀等の長さや高さは、地方公共団体の規則に基づき一定の範囲内で低減することが可能となっています。

本計画においては、ブロック塀等は通行障害建築物の対象とせず、所有者への普及啓発をはじめとした取り組みを行うことで、安全確保対策を進めることとします。

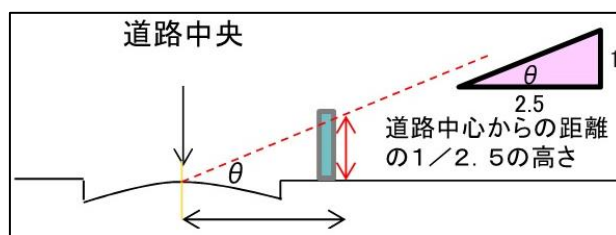


図 6-3 通行障害建築物の対象とすることが可能になったブロック塀等

(5) その他の安全対策に関する取り組み

①落下物の安全対策の周知

過去、地震時に体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して甚大な被害が発生しており、天井の脱落対策に関する新たな基準が制定されています。

防災に関する広報の一環として、建築物の所有者等へ天井等の構造・施工状態の早期点検等に関する周知を行います。

②エレベーター・エスカレーターの防災対策の周知

これまで地震時にエレベーターが緊急停止し、かご内に人が閉じ込められるなど多くの被害が発生しています。また、東日本大震災の影響によるエレベーターの釣合おもりの脱落やレールの変形、エスカレーターの脱落などの被害事例を受けて、エレベーターやエスカレーターの技術基準等について、建築基準法施行令及び告示が改正されています。

防災に関する広報の一環として、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法などに関する周知を行います。

③ガラスや屋外看板等の落下防止

大規模地震の発生時には建物の倒壊だけでなく、窓ガラスや屋外看板、外壁等の落下により路上の通行人等の死傷者の発生や、がれきの大量発生による避難や救援活動の遅延につながることが考えられます。

防災に関する広報の一環として、窓ガラスや屋外看板等の落下による危険性について、周知するとともに、所有者に対して改善指導を行います。

④ブロック塀等の倒壊防止

地震発生に伴いブロック塀や石積み擁壁等が倒壊すると、その下敷きになることによる死傷者の発生や、避難や救援活動のための道路通行への支障が生じます。

防災に関する広報の一環として、ブロック塀の倒壊の危険性や対策に関する周知を行います。

また、令和8年度から危険ブロック塀等除却補助金を創設し、災害時に倒壊のおそれのある避難路※沿道等のブロック塀等の除却についても促進します。

※住宅や事業所から避難所や避難地へ至る建築基準法第42条で定義される道路（ブロック塀等安全確保に関する事業に係わる避難路）

⑤家具の転倒防止

地震により建築物に被害がない場合でも、家具の転倒により、負傷や避難の遅れ、救助の妨げが発生することが考えられます。住宅内部での身近な地震対策として、家具の転倒防止に関するパンフレット等の配布により町民に周知するとともに、効果的な家具の固定方法の普及徹底を図ります。

